

平成29年度

教育に関する事務の管理及び執行
の状況の点検及び評価（平成28年度分）

報告書

平成30年3月
千代田区教育委員会

平成29年度 教育に関する事務の管理及び執行 の状況の点検及び評価(平成28年度分) 報告書

目 次

1	概 要	1
2	対象事業一覧	3
3	点検・評価シート	
	(1) 教育広報紙発行.....	4
	(2) 国際教育の推進.....	5
	(3) 特色ある教育活動.....	6
	(4) 個に応じた指導の充実.....	7
	(5) 学校行事.....	8
	(6) 私立保育所等への補助.....	9
	(7) 子育てコーディネーター事業.....	10
	(8) 千代田子育てサポート.....	11
	(9) 地域子育て支援事業運営補助.....	12
	(10) 子ども発達センター「さくらキッズ」.....	13
	(11) 麴町保育園園舎整備.....	14
4	有識者の意見.....	15
5	各事業についての課題及び今後の取組の方向性.....	21
資料1	平成29年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価」に関する有識者会議 概要	26
資料2	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 実施要綱.....	27

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

1 概要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成19年6月改正 平成20年4月1日施行）に伴い、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされた。

千代田区では平成19年度に大幅な組織改正を行い、次世代育成支援部門と教育部門を統合し、教育委員会の下に「子ども・教育部」を創設し、その後、平成27年度に現在の子ども部と名称変更した。法律では教育委員会の権限に属する事務を点検及び評価の対象としているが、本区では、教育委員会において次世代育成支援に係る事務も所管していることに鑑み、教育に関する事務のみならず次世代育成支援に関する事務も点検評価の対象としている。

点検評価の対象とする施策及び事業は、平成20年度からの3年間は、区が作成する「主要施策の成果」（地方自治法第233条第5項に基づく）に掲載されているものを基本にしつつ、選択してきた。平成23年度からの3年間は、特定のテーマに絞った議論が進むよう、教育基本法第17条に基づく千代田区としての「教育振興基本計画」を包含する「千代田区共育マスタープラン」（平成22年4月策定）で掲げる「7つの施策の基本的方向」に連なる重要事業を概観していくことを基本としつつ、継続して点検評価が必要なもの、当該年に発生した重要事業を点検評価の対象とすることとした。平成27年度及び28年度は、主要施策の成果に掲載された事業を中心に、点検評価の対象事業を選定した。

本年度についても、引き続き主要施策の成果に掲載された事業を中心に、点検評価の対象事業を選定した。

ところで、平成26年度に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の大きな改正があり、新たな教育委員会制度が、平成27年度から施行された（新教育長に係る部分については、施行日以降に新たに任命される教育長からとなる）。新制度の下では、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携を図ると共に、地方に対する国の関与の見直しが図られたところである。

具体的には、①教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、②教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、③「総合教育会議」の設置、④首長による教育に関する「大綱」の策定などが定められた。

千代田区においても、総合教育会議が設置され、総合教育会議の場において区長と教育委員会が協議を行い、昨年度末、千代田区の教育等に関する総合的な施策の大綱として、「千代田区共育大綱」が策定され、これに合わせる形で、教育委

員会においても、「千代田区共育ビジョン」を策定したところである。「千代田区共育ビジョン」は、平成22年に策定した「千代田区共育マスタープラン」に代わり、引き続き「共育」を基本理念とする、千代田区における教育振興施策及び次世代育成施策について明らかにしたものである。

また、「千代田区共育ビジョン」で示された目指すべき姿を計画的に実現するため、より具体の目標管理型計画である「千代田区共育推進計画」を平成29年3月に策定した。

次年度以降における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、この「千代田区共育推進計画」が策定1年を経て評価等を行う予定であることから、計画で示された各施策の目標に向かってそれぞれの事業が着実に進められているかという観点からなされるべきものと考えている。

本年度の点検評価の結果については、個々の事業について課題はあるものの、全体としては、適正に執行されているものと認められる。

なお、個々の事業についての点検評価の詳細は、点検・評価シートの形にまとめた。

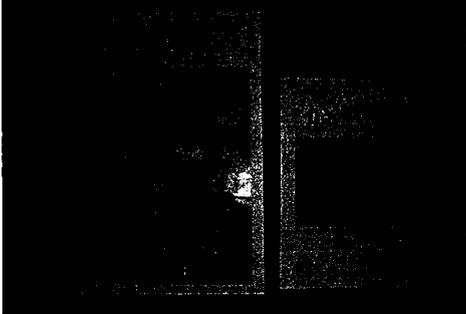
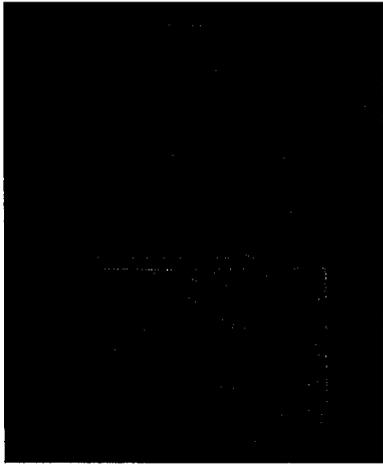
今後も、今回の点検評価を踏まえ、より一層効果的で区民に信頼される教育行政を推進していきたい。

2 対象事業一覧

主要事業	教育	担当課	平成29年度 事務事業概要 該当ページ
(1) 教育広報紙発行	☆	子ども総務課	P60
(2) 国際教育の推進	☆	指導課	P327～328
(3) 特色ある教育活動	☆	指導課	P329～330
(4) 個に応じた指導の充実	☆	学務課 指導課	P273～276 P330～331
(5) 学校行事	☆	学務課 指導課	P338～340
(6) 私立保育所等への補助		子ども支援課 子育て推進課	P75～76 P158～159
(7) 子育てコーディネーター事業		子ども支援課	P112
(8) 千代田子育てサポート		児童・家庭支援 センター	P179～180
(9) 地域子育て支援事業運営補助		児童・家庭支援 センター	P203～206
(10) 子ども発達センター「さくらキッズ」		児童・家庭支援 センター	P220～221
(11) 麴町保育園園舎整備		子ども施設課 子ども支援課 子育て推進課	

3 点検・評価シート

(1) 教育広報紙発行【拡充】

ちよだみらいプロジェクトの 施策の目標		児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます					
事業概要	内容	教育をとりまく環境の変化に対応し、教育委員会と保護者・地域社会を結ぶ情報の“かけはし”として、教育広報紙「かけはし」を発行しています。 教育委員会、学校（幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校）、保育園、こども園、児童館等からのお知らせや行事の紹介など、千代田区の教育・子育てに関する記事を掲載しています。					
	事業開始年度	平成3年度					
事業費・コスト	予算現額		決算額		執行率		
	3,942,000円		3,683,458円		93.4%		
	コスト単位	発行1部あたり				(24,000部)	
	コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)		総コスト (C=A+B)	
	28年度	153円	[47.1%]	172円	[52.9%]	325円	[100.0%]
27年度	28円	[13.3%]	182円	[86.7%]	210円	[100.0%]	
事業実績	<p>○平成28年度実績</p> <p>(1) 規格 タブロイド判 4ページ 4色印刷</p> <p>(2) 発行回数 年3回 (6月、12月、3月) 発行</p> <p>(3) 発行部数 8,000部</p> <p>(4) 配布先 各園・各学校や児童館等の施設利用者の保護者など</p> <p>平成28年度から、従来のA4判をタブロイド判に刷新するとともに、取材と記事作成の一部を専門業者に委託しました。</p> <p>保護者や地域の皆さんに広く読んでもらえるよう、専門業者の編集技術を活用し、写真やイラストを多用した効果的なデザインやレイアウトによる紙面づくりを行いました。</p>						
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</div>  </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">旧</div>  </div> </div>						
平成30年度予算への対応	<p>0～18歳の子どもを持つ家庭と、学校（園）・教育委員会、地域社会を結ぶ“かけはし”となるよう、紙面の充実を図る必要があります。</p> <p>平成30年度は、平成29年度に引き続き、区の教育と子育てに関する記事のバランスを考慮しながら、児童・生徒へのインタビューなど取材に基づく記事を掲載していきます。また、各施設等で行われる行事・イベントの「お知らせ」機能も充実させていきます。</p>						
所管課 子ども総務課		決算参考書		128頁	H28予算の概要		62頁

(2) 国際教育の推進【拡充】

ちよだみらいプロジェクトの 施策の目標		グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます			
事業概要	内容	国際的視野を広め、国際性豊かな幼児・児童・生徒の育成を図り、広く国際教育を推進します。 (1) 幼児・児童国際教育、中学校国際教育、英検資格取得支援 (2) 中学生海外派遣・受入			
	事業開始年度	(1) 平成28年度(幼児・児童国際教育、中学校国際教育、英語資格取得支援を統合) (2) 昭和63年			
事業費・コスト	予算現額		決算額	執行率	
	(1) 国際教育の推進		29,357,000円	26,164,493円 89.1%	
	(2) 中学生海外派遣・受入		8,896,000円	5,664,299円 63.7%	
	コスト単位	幼児・児童・生徒1人あたり		(5,404人)	
		派遣・受入生徒1人あたり		(20人)	
	コスト内訳	事業費等(A)	人件費(按分)(B)	総コスト(C=A+B)	
	28年度	4,842円 [91.4%]	458円 [8.6%]	5,300円 [100.0%]	
		283,215円 [63.2%]	165,164円 [36.8%]	448,379円 [100.0%]	
	27年度	4,802円 [88.6%]	615円 [11.4%]	5,417円 [100.0%]	
		368,946円 [69.0%]	165,766円 [31.0%]	534,712円 [100.0%]	
事業実績	○平成28年度実績				
	(1) (2) A L T派遣(幼児・児童国際教育、中学校国際教育) 〈外国人指導助手: Assistant Language Teacher〉				
	①幼児・児童国際教育(対象: 区立保育園・幼稚園・こども園・小学校) 実施回数(年間) 保育園・幼稚園・こども園: 6時間、小学1・2年生: 8時間、小学3・4年生: 18時間、小学5・6年生: 35時間				
	②中学校国際教育(対象: 区立中学校(特別支援学級含む)) 各学級月3回				
	(3) 小学校外国語活動コーディネーター派遣 各小学校年間10時間以内				
	(4) 英検資格取得支援 区立中・中等教育学校(前期課程)全生徒に対し、年1回の英語検定受験料を補助				
	(5) 中学生海外派遣・受入(各9泊10日)				
	①派遣12月 区立中学校2年生10人及び引率者4人				
	②受入10月 英国ウエストミンスター市立学校生徒10人及び引率者2人				
	(6) 「千代田っ子のおもてなし」の作成・配布 小中学校の外国語教育担当教員各1名を集めて作成し、小中学校の全教員と中学校の全生徒に配布。2020年まで入区した全教員と中学1年生に配布予定。				
平成32年度予算案の対応	平成32年度に全面実施の新学習指導要領では、外国語教育の充実として、小学校の英語活動の時間拡大や外国語科などの導入が挙げられています。これに対応するため、外国語の短時間(モジュール)学習を導入します。そのため、教材の開発や教員研修などの準備が必要です。				
	平成29年度は、小学校でのA L T派遣時数を増やし、子どもが異文化を背景にもつ外国の方々と接する機会の拡充を図っています。				
	平成30年度は、小学校5・6年生で短時間(モジュール)学習を試行し、年間15時間の授業時間数を確保します。短時間(モジュール)学習をサポートするA L Tと現場の教員との連携強化が必要です。				
	また、中学生海外派遣・受入は、29年度はロンドンでのテロ事件を受け中止としましたが、30年度は実施に向け、現地と連携した安全状況の把握など準備を進めます。				
所管課 指導課		決算参考書	130頁	H28予算の概要	55頁

(3) 特色ある教育活動

ちよだみらいプロジェクトの 施策の目標	グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます
------------------------	--

事業概要	<p>各学校の実情を活かした特色ある教育活動を展開するため、学校・園が独自の企画を作成・提案し、教育委員会が提案を審査・決定し実施しています。</p> <p>(1) ①特色ある教育活動 千代田区に集積する歴史・文化の知識や技能を持つ地域人材、企業等から専門家を指導者として迎え、魅力と特色ある学校づくりを推進します。 ②理科支援員配置 ③達成度調査 ④小学校科学教育センター</p> <p>(2) 部活動の推進 運動や芸術の専門家を部活動の講師として招き、生徒の意欲や技術を高めます。</p>
事業開始年度	平成28年度（理科支援員、達成度調査、小学校科学教育センターを統合）

		予算現額	決算額	執行率
(1) 特色ある教育活動		41,422,000円	38,497,087円	92.9%
(2) 部活動の推進		11,590,000円	11,427,773円	98.6%
コスト単位	児童・生徒1人あたり	(3,877人)		
	支援事業1事業あたり	(27事業)		
コスト内訳	事業費等 (A)	人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)	
28年度	9,930円 [71.4%]	3,983円 [28.6%]	13,913円	[100.0%]
	423,251円 [84.7%]	76,465円 [15.3%]	499,716円	[100.0%]
27年度	8,992円 [65.8%]	4,684円 [34.2%]	13,676円	[100.0%]
	407,789円 [81.2%]	94,185円 [18.8%]	501,974円	[100.0%]

事業実績	<p>○平成28年度実績</p> <p>(1) ①特色ある教育活動 事業申請数 168事業（継続153事業、新規15事業） ②理科支援員配置 年間60時間（区立小学5・6年生の各学級） 年間24時間（区立小学3・4年生の各学級） ③達成度調査（小学4～6年生の全児童、中・中等教育学校の全生徒が対象） 実施教科 小学校 国語、算数、社会、理科、意識調査 中・中等教育学校 国語、数学、社会、理科、英語、意識調査 ④科学教育センター 年間13回実施。区立小学校の5年生31人が参加。</p> <p>(2) 部活動等の推進 27事業（継続27事業、新規0事業） ①吹奏楽部、水泳部、バスケット部、バドミントン部、陸上部、ドッジビー部、和太鼓部、家庭科部、金管バンド部、マーチングバンド部等 ②年間延べ2,078名の講師を派遣</p>
------	--

事業実績を踏まえた課題と 平成29年度予算への対応	<p>子どもたちの地域・社会を担う力を育むとともに、各校の創意工夫を凝らした特色ある学校づくりが必要です。</p> <p>平成29年度は、各学校が企画・提案した事業については、3年ごとに成果を確認し、より適切な事業展開を実施しています。また、学校や地域の伝統行事については、大切に守り引き継いでいく必要があるため、別途「伝統行事の継承事業」として取り組んでいます。</p> <p>平成30年度は、平成29年度の実績や事業内容を精査し、各学校の教育活動の充実に努めていきます。</p>
------------------------------	---

所管課 指導課	決算参考書 130頁	H28予算の概要 54頁
---------	------------	--------------

(4) 個に応じた指導の充実関連事業【拡充】

ちよだみらいプロジェクトの 施策の目標	他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます
------------------------	-----------------------------------

事業概要	<p>発達支援・特別支援教育を充実させる必要性が指摘される中で、特別に教育的な配慮が必要な幼児・児童・生徒を支援する体制の充実を図っています。</p> <p>(1) 巡回アドバイザー及び発達支援アドバイザーの派遣 (2) 学校生活サポート (①特別支援教育指導員、②学習・生活支援員、③通訳、④日本語指導員) (3) 特別支援教室の環境整備 (4) 校内通級</p>
事業開始年度	(1) 平成18年度 (2) 平成19年度 (3) 平成27年度 (4) 平成23年度

		予算現額	決算額	執行率
(1) 発達支援アドバイザー		13,025,000円	12,077,050円	92.7%
(2) 学校生活サポート		114,744,000円	93,548,947円	81.5%
(3) 特別支援教室の環境整備		2,453,000円	2,115,187円	86.2%
(4) 校内通級 <small>※子ども部職員費(非常勤職員)に含む</small>		7,676,000円	6,979,614円	90.9%
事業費・コスト	コスト単位	園児・児童・生徒・対象教員・対象保育士1人あたり (5,727人)		
		対象幼児・児童・生徒1人あたり (233人)		
		小・中学校1校あたり (10校)		
		コスト調査対象外 (-)		
コスト内訳	事業費等 (A)	人件費(按分) (B)	総コスト (C=A+B)	
28年度		2,109円 [70.9%]	865円 [29.1%]	2,974円 [100.0%]
		401,498円 [96.6%]	14,177円 [3.4%]	415,675円 [100.0%]
		211,519円 [33.9%]	412,910円 [66.1%]	624,429円 [100.0%]
27年度		2,164円 [71.2%]	876円 [28.8%]	3,040円 [100.0%]
		311,562円 [95.7%]	13,989円 [4.3%]	325,551円 [100.0%]
		967,281円 [72.0%]	376,742円 [28.0%]	1,344,023円 [100.0%]

事業実績	<p>○平成28年度実績</p> <p>(1) 適切な指導法を教職員に助言するため、巡回アドバイザー及び発達支援アドバイザーを幼稚園に年間44時間、小学校へ104時間、中・中等教育学校へ54時間派遣しました。</p> <p>(2) 学校生活サポートとして、以下の人員を配置しました。</p> <p>①特別支援教育指導員…各小・中学校1人(特別支援学級設置校は1人加配) ②学習・生活支援員…計67人 ③通訳…9人に配置(中国語4人、韓国語2人、英語1人、ヒンディー語1人、ルーマニア語1人) ④日本語指導員…2人(申請者11人に対して巡回訪問指導)</p> <p>(3) 特別支援教室の環境整備…区立小・中・中等教育学校で特別支援教室を実施しました。</p> <p>(4) 校内通級(九段小、麴町中)…児童・生徒14人実施し、平成28年度の特別支援教室開始をもって年度末に廃止。平成29年度からは内12人が特別支援教室へ移行。</p>
------	---

事業実績を踏まえた 予算編成の対応	<p>人口増、障害の多様化に伴い、学習・生活支援員の需要増やカリキュラムの整理・検討など、個に応じたきめ細やかな指導体制が必要です。</p> <p>平成29年度は、特別支援教室(情緒)と通級指導学級(言語)により個に応じた支援を充実させていくため、判定委員会及び校内支援体制の強化、手続きのマニュアル化を進め、区民への周知を図っています。</p> <p>平成30年度は、巡回アドバイザーからの助言、特別支援教育指導員の配置による専門性のある指導、学習・生活支援員の配置による合理的配慮の提供の充実を図り、特別支援教育の理解啓発、通常の学級に在籍する教育的支援の必要な幼児・児童・生徒の指導・支援を一層充実させます。</p>
----------------------	---

所管課 指導課、学務課	決算参考書 128、130頁	H28予算の概要	50頁
-------------	----------------	----------	-----

(5) 学校行事

ちよだみらいプロジェクトの
施策の目標

他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます

事業概要	内容	<p>各学校では、入学式・卒業式、運動会などの校内行事のほか、課外活動として音楽や伝統芸能の鑑賞、連合作品展の開催や宿泊行事を実施しています。宿泊行事は、「区内では触れられない自然や各地の文化に親しむ」「集団生活を通して規律や公衆道徳を身につける」といった目的をもって実施しています。</p> <p>(1) 箱根移動教室、孺恋自然体験交流教室、夏季自然体験教室岩井臨海学校、音楽鑑賞教室、連合作品展</p> <p>(2) オリエンテーション合宿、裁量型移動教室(麴町中学校：スキルアップ宿泊 山梨県富士河口湖町、神田一橋中学校：スキー教室 群馬県孺恋村)、雅楽教室</p>					
	事業開始年度	事業実績のとおり					
事業費・コスト	予算現額			決算額		執行率	
	(1) 小学校管理費分			58,497,000円		50,100,935円 85.6%	
	(2) 中学校管理費分			19,766,000円		15,659,152円 79.2%	
	コスト単位	児童1人あたり		(2,574人)			
		生徒1人あたり		(587人)			
	コスト内訳	事業費等(A)		人件費(按分)(B)		総コスト(C=A+B)	
		28年度		27年度			
			19,465円 [63.6%]	11,130円 [36.4%]	30,595円 [100.0%]		
			26,676円 [47.5%]	29,543円 [52.5%]	56,219円 [100.0%]		
			18,751円 [62.4%]	11,317円 [37.6%]	30,068円 [100.0%]		
		34,856円 [54.7%]	28,865円 [45.3%]	63,721円 [100.0%]			
事業実績	○平成28年度実績						
	<p>(1) 小学校6年生の箱根移動教室(昭和61年開始)は、箱根山の噴火危険レベル上昇により日光に訪問地を変えて実施しました。</p> <p>(2) 中学校1年生のオリエンテーション合宿(昭和62年開始)は、大房岬の少年自然の家で宿泊地を移して実施しました。</p> <p>(3) 中学校2年生の移動教室(平成19年開始)は、神田一橋中学校ではスキー教室を実施し、スキー技術の向上のみならず、集団規律を守りながら、自然体験を通して協力・協調性などの社会性の育成を目指しました。麴町中学校はスキルアップ宿泊を実施し、グループ学習を通して社会に出た時に必要とされるスキルを学ぶとともに、個性・特性を伸ばす機会を作り出しています。</p>						
平成30年度予算への対応	<p>宿泊行事において最も重要なことは、安心・安全に実施するということです。岩井臨海学校においては、海水浴を伴うことから十分な平時の安全対策を講じるとともに、津波や落雷・豪雨などにも対応できる、有事への対策が必要です。また、箱根移動教室では箱根山噴火に対する対応、スキー移動教室では天候による雪崩等、万全を期することが大切です。</p> <p>平成29年度も事前調査を含めて、様々な視点から情報収集を行い、安全に実施するとともに保護者に理解して頂けるように配慮しています。平成30年度も同様の宿泊行事を実施予定ですが、引き続き安全確保に尽くします。また、平成30年度の学級数は、新小学6年生が3学級増、新小学5年生が2学級増となります。これに伴い、宿泊施設の収容可能人数と照らし、施設の変更も視野に入れて検討を進めます。</p>						
	所管課 指導課、学務課		決算参考書 132、134頁		H28予算の概要 49頁		

(6) 私立保育所等への補助【拡充】

ちよだみらいプロジェクトの 施策の目標	保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます
------------------------	----------------------------------

事業概要	<p>区は、保育所入所定員の弾力的運用や認証保育所、幼保一体施設の開設等、様々な施策により保育園の待機児童ゼロに取り組んでいます。</p> <p>私立保育所等に対する運営経費の一部を補助するにあたっては、国や都の基準に基づくもののほか、公立園との差が生じないように区独自の保育環境の向上や延長保育等の保育サービスも対象とし、入所児童の処遇の向上と保育所運営の健全化を図っています。</p> <p>※私立保育所等整備補助（私立保育所）のうち74,442,000円は、平成28年度一般会計補正予算第3号</p>
事業開始年度	(1) 平成22年度 (2) 平成27年度 (3) 平成23年度 (4) 平成28年度 (5) 平成15年度

		予算現額		決算額	執行率
事業費・コスト		(1) 私立保育所等整備補助 (私立保育所)	363,969,000円	350,573,460円	96.3%
		(2) 私立保育所等整備補助 (地域型保育事業)	58,486,000円	58,112,757円	99.4%
		(3) 私立保育所等運営補助 (認可保育所)	1,111,797,000円	953,974,018円	85.8%
		(4) 私立保育所等運営補助 (認定こども園)	254,652,000円	228,560,998円	89.8%
		(5) 認証保育所等運営補助	943,946,000円	811,239,854円	85.9%
コスト単位	補助1件あたり	(3 件)			
	補助1件あたり	(1 件)			
	園児1人あたり	(384 人)			
	園児1人あたり	(42 人)			
	園児1人あたり	(406 人)			
コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)	
	28年度		27年度		
	116,857,820円 [95.7%]	5,230,197円 [4.3%]	122,088,017円 [100.0%]		
	58,112,757円 [97.2%]	1,651,642円 [2.8%]	59,764,399円 [100.0%]		
	2,484,307円 [99.1%]	21,506円 [0.9%]	2,505,813円 [100.0%]		
	5,441,929円 [99.3%]	39,325円 [0.7%]	5,481,254円 [100.0%]		
	1,998,128円 [98.8%]	24,408円 [1.2%]	2,022,536円 [100.0%]		
	51,094,160円 [93.2%]	3,729,743円 [6.8%]	54,823,903円 [100.0%]		
	—	—	—		
	2,351,175円 [98.9%]	25,396円 [1.1%]	2,376,571円 [100.0%]		
	—	—	—		
	1,751,462円 [98.5%]	27,005円 [1.5%]	1,778,467円 [100.0%]		

事業実績	<p>○平成28年度実績</p> <p>(1) 保育施設等整備補助</p> <p>①クレーナーサリー市ヶ谷 (認可保育所) 定員78名 平成28年10月開園</p> <p>②神田淡路町保育園大きなおうち (認可保育所) 定員99名 平成29年4月開園</p> <p>③グローバルキッズ六番町園 (認可保育所) 定員60名 平成29年6月開園</p> <p>④「あい・ぼーと」麹町 (小規模保育室) 定員10名 平成28年10月開園、(子育てひろば、一時預かり保育室) 平成28年10月開設</p> <p>(2) 既存施設運営費補助</p> <p>①認可保育園 (5園)</p> <p>②認証保育所等 (幼保一体施設2園、認証保育所10園、区補助対象保育室2室)</p>
------	--

乳幼児人口の増加やライフスタイルの多様化などから、保育需要の増加や保育ニーズが多様化しています。平成29年度も引き続き待機児童ゼロ (厚生労働省基準) を達成しているものの、近くの園へ入園を希望しているが、空きがない等の理由で入園できない乳幼児もいます。また、保育の質を向上していくことも重要です。

平成29年度は、平成31年4月開設予定の私立認可保育所整備を進めていきます。また、区独自に補助項目を拡充 (宿舍借上げ事業の上乗せ補助など) して、保育士の処遇改善や確保に関する支援を強化しています。

平成30年度も引き続き、保育所整備等を推進し、待機児童ゼロの継続をめざすとともに、育児休業明けの保育ニーズへの対応や、兄弟姉妹が同じ保育園となるよう取り組んでいきます。また、保育の質の向上を図るため、区独自の処遇改善補助等を行い、保育の人材の確保と定着率向上をめざすとともに、就学前の子どもが等しく良好な子育て環境を享受できるよう事業者と保護者を支援していきます。

所管課	子ども支援課、子育て推進課、児童・家庭支援センター	決算参考書	142頁	H28予算の概要	24頁
-----	---------------------------	-------	------	----------	-----

(7) 子育てコーディネーター事業【新規】

<p>ちよだみらいプロジェクトの 施策の目標</p>		<p>安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます</p>					
事業概要	内容	<p>身近に子育てについて気軽に相談する相手がない保護者が、子育てに一人で悩む「孤育て」に陥らないよう、子育ての知識や経験を有した子育てコーディネーターが、悩みを抱える保護者に寄り添う形で相談に応じ、安心して子育てができるよう支援します。</p>					
	事業開始年度	平成28年度					
事業費・コスト	予算現額	10,623,000円		決算額	9,393,305円	執行率	88.4%
	コスト単位	相談1件あたり				(1,136件)	
	コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)		総コスト (C=A+B)	
	28年度	8,269円	[85.0%]	1,454円	[15.0%]	9,723円	[100.0%]
	27年度	—	—	—	—	—	—
事業実績	<p>○平成28年度実績</p> <p>(1) 相談窓口の設置 平成28年4月より、千代田区役所2階子ども支援課窓口前に相談コーナーを設け、月曜日から金曜日の午前10時から午後3時30分まで、相談員を配置し、子育てから、子育て支援サービスなどの情報提供、助言支援を行いました。 平成28年10月からは旧麴町保育園仮園舎で実施している「あい・ぽーと麴町」にも相談員を配置し、月曜日から金曜日の午前10時から午後7時まで、土曜日の午前10時から午後5時まで相談業務を行いました。</p> <p>(2) 年間相談件数 ①区役所2階：814件 ②「あい・ぽーと」麴町：322件</p> <p>(3) 主な相談内容 ①施設・サービスの質問：443件 ②その他（相談以外の対応）：440件 ③育児・しつけ：153件</p>						
	平成30年度予算への対応	<p>高齢出産、核家族化などにより、子育てについて気軽に相談する相手がない保護者が、子育てに一人で悩み、産後うつやネグレクトになるケースが増えています。また、人口の増加やライフスタイルの多様化などから、保育ニーズは高まり保育需要も増加しているため、保護者に寄り添いながら、様々な相談に応じていくことが必要です。 平成29年度は、様々な相談に応じるために、児童館へ巡回し相談に応じる体制を整えています。 平成30年度は、平成29年度に引き続き、相談体制を整え、安心して子育てができるようサポートします。</p>					
所管課	子ども支援課	決算参考書	144頁	H28予算の概要	39頁		

(8) 千代田子育てサポート【拡充】

<p>ちよだみらいプロジェクトの 施策の目標</p>		<p>安心して子育てができ、子供たちがすくすくと育つ地域づくりを進めます</p>					
事業概要	内容	<p>地域の子育て・家族支援を担う人材を養成するため、子育て支援者の育成に実績のあるNPO法人と協働して、子育て支援活動に必要な知識・経験を習得するための「千代田区子育て支援員研修」を開催しています。講座修了者は、区から「子育て支援員」として認定を受け、希望者は、NPO法人の「千代田区子育て・家族認定支援者」に認定・登録され、区内の子育て・家族支援活動に従事しています。</p>					
	事業開始年度	平成18年度					
事業費・コスト	予算現額		決算額		執行率		
	17,142,000円		15,826,000円		92.3%		
	コスト単位	支援活動1時間あたり			(17,794時間)		
	コスト内訳	事業費等(A)		人件費(按分)(B)	総コスト(C=A+B)		
	28年度	889円	[90.5%]	93円	[9.5%]	982円	[100.0%]
	27年度	654円	[89.5%]	77円	[10.5%]	731円	[100.0%]
事業実績	<p>○平成28年度実績</p> <p>(1) 講座受講者・認定者数 これまで実施してきた「子育て・家族支援者養成講座」を発展させ、平成28年度からは国の子育て支援員研修にも対応した「千代田区子育て支援員研修(地域保育コース)」を実施しました。 ①子育て支援員研修 受講者46名(うち認定者23名) ②バックアップ研修 17回実施 ※平成28年度末現在 3級認定者57名 2級認定者32名 子育て支援員23名</p> <p>(2) 活動内容 児童館等の一時預かり保育補助、区事業開催時の託児サービス等、訪問型一時預かり保育事業等の活動を実施しています。 ①延べ活動実施件数 4,818件 ②延べ活動実施時間数 17,794.28時間 ※訪問型一時預かり利用登録者数 514名</p>						
	<p>厚生労働省が示す子育て支援員研修にも対応した「千代田区子育て支援員研修」を開催し、受講者のうち23名を全国で通用する「子育て支援員」として認定しました。しかし、児童館等の一時預かり保育補助、訪問型一時預かり保育事業等の増加するニーズに対し、支援者が不足している状況です。 平成30年度は、平成29年度に引き続き、NPO法人と連携し、支援者を増やすとともに、増加している子育て支援のニーズに対応していきます。</p>						
所管課	児童・家庭支援センター	決算参考書	144頁	H28予算の概要	44頁		

(9) 地域子育て支援事業運営補助【新規】

ちよだみらいプロジェクトの 施策の目標	安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます
------------------------	------------------------------------

事業概要	内容	平成28年10月に開設した子育てひろば「子育てひろば「あい・ぽーと」麴町」において、子育てひろばを中心に、地域の方々が集える地域交流室やカフェを設け、子育て親子と世代を超え、趣味など多種の交流を通し、地域全体でかかわる子育て支援を図っています。 また、施設内で行っている独自の一時預かり保育は、区内在住者に限らず利用ができ、年末年始を除き毎日運営しています。(P31の一時預かり保育に実績等記載しています。)
	事業開始年度	平成28年度

事業費・コスト	予算現額		決算額		執行率		
	23,800,000円		23,758,000円		99.8%		
	コスト単位	ひろば利用者1人あたり				(4,492人)	
	コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)		総コスト (C=A+B)	
	28年度	5,289円	[93.5%]	368円	[6.5%]	5,657円	[100.0%]
	27年度	—	—	—	—	—	—

事業実績	○平成28年度実績
	(1) 事業内容 平成28年10月に「子育てひろば「あい・ぽーと」麴町」で事業を開始しました。 ①子育てひろば(なないろ)…遊びのひろばとして積み木やお絵かき、ままごとなどで利用者の親子が遊んでいます。また、親子講座としてリトミックや親子ヨガ、絵本の読み聞かせ、親子で英語などを毎月1回から2・3回など数回行っています。 ②相談対応…初めての子育てや子育てにおける不安などに対して、寄り添いながら子育ての相談に対応しています。 ③一時預かり保育(こみち)…区内在住者に限らず利用でき、年末年始を除き毎日実施しています。
	(2) 実施日数・利用人数 ①子育てひろば 157日 4,492人 ②一時預かり保育 158日 802人

平成30年度予算への対応	子育てひろば「あい・ぽーと」麴町が開設して6か月が過ぎ、着実に事業を実施しています。子育てひろばでは、ひろば利用者のほか、各種講座参加者も少しずつ増えてきています。一時預かり保育においては、他館と同じ程度の利用率となりつつあります。しかし、各事業の施設利用者数はまだ少なく、利用者を増やすとともに、子育てひろば「あい・ぽーと」麴町を周知する必要があります。
	平成29年度は、参加者にとって魅力あるプログラムを更に増やすことで、ひろば利用のきっかけ作りを促し、施設利用者の増加及び施設について地域区民へ認知度を高めていきます。 平成30年度は、カフェなどによる地域交流に加え、近隣学校等と連携し子育てを通じた多世代交流拠点として事業実施を図ります。

所管課 児童・家庭支援センター	決算参考書	146頁	H28予算の概要	45頁
-----------------	-------	------	----------	-----

(10) 子ども発達センター「さくらキッズ」【拡充】

ちよだみらいプロジェクトの 施策の目標	安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます
------------------------	------------------------------------

事業概要	内容	平成24年12月に開設した子ども発達センター「さくらキッズ」は、心身の発達に障害や課題のある小学1年生以下の児童を対象に、子どもの発達に関しての気がかりなことや心配なことの相談に応じる子育て施設です。個別機能訓練や集団適応訓練等を行い、児童の発達成長を支援するとともに、相談や保護者同士の交流・情報交換の場をつくり、保護者の負担軽減を図ります。
	事業開始年度	平成24年度

事業費・コスト	予算現額		決算額		執行率		
	84,681,000円		84,612,555円		99.9%		
	コスト単位	利用者1人あたり				(5,418人)	
	コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)		総コスト (C=A+B)	
	28年度	15,617円	[93.6%]	1,067円	[6.4%]	16,684円	[100.0%]
	27年度	17,018円	[93.4%]	1,204円	[6.6%]	18,222円	[100.0%]

事業実績	○平成28年度実績			
	(1) 子ども発達センター利用登録人数			
		平成28年度	平成27年度	平成26年度
	利用登録人数	292人	251人	201人
	(2) 子ども発達センター利用実績 (利用延べ人数)			
		平成28年度	平成27年度	平成26年度
療育科目				
個別指導	理学療法	199人	215人	171人
	言語療法	540人	382人	342人
	心理療育	1,323人	1,169人	551人
	作業療法	675人	588人	479人
集団指導	2,681人	2,465人	2,498人	
合計	5,418人	4,819人	4,041人	

開設から6年目を迎えた子ども発達センターは、利用登録児童人数が年々増加しており施設が手狭になりつつあるほか、指導回数の適正確保や対象年齢の拡大等、利用者のニーズも多様化してきています。

平成29年度は、(仮称)千代田区障害者(児)福祉プランを策定する中で、子ども発達センターの課題、障害児の支援体制について検討しています。

平成30年度は、(仮称)千代田区障害者(児)福祉プランを踏まえ、子ども発達センターの課題解決、障害児の支援体制の整備等に取り組みます。

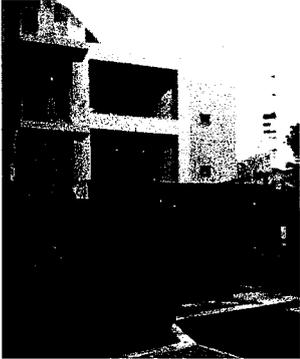
所管課 児童・家庭支援センター	決算参考書	146頁	H28予算の概要	42頁
-----------------	-------	------	----------	-----

(11) 麴町保育園園舎整備関連事業

ちよたみらいプロジェクトの 施策の目標	保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる 環境を整えます
------------------------	--------------------------------------

事業概要	内容	麴町保育園旧園舎跡地とおひさま広場敷地に、子どもの安全・安心や環境・ 景観に配慮した麴町保育園の新園舎を整備し、平成28年5月に移転しました。 新園舎は、定員を20名増員して100名とし、新たに病後児保育室を整備しまし た。
	事業開始 年度	平成27年度

事業費・コスト	予算現額		決算額		執行率		
	(1) 麴町保育園物品等移設		2,264,000円	1,976,400円	87.3%		
	(2) 麴町保育園園舎整備		432,624,000円	428,643,290円	99.1%		
	コスト単位	整備1施設あたり		(1 施設)			
		整備1施設あたり		(1 施設)			
	コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)		総コスト (C=A+B)	
	28年度	1,976,400円	[37.4%]	3,303,283円	[62.6%]	5,279,683円	[100.0%]
		428,643,290円	[97.7%]	10,075,011円	[2.3%]	438,718,301円	[100.0%]
27年度	—	—	—	—	—	—	
	361,781,748円	[96.4%]	13,592,839円	[3.6%]	375,374,587円	[100.0%]	

事業実績	○平成28年度実績	
	(1) 工事スケジュール 当初のスケジュールどおりに新築工事を進めました。 ①着工 平成27年3月5日 ②竣工 平成28年4月15日 ③開所 平成28年5月30日 (2) 施設規模 ①延床面積 1,519.87㎡ ②定員 100名 ③特徴 病後児保育室を設置しました。	

▲麴町保育園

事業実績を踏まえた課題と 平成三十年度予算への対応	本事業は、平成28年5月末に新園舎が開所し、施設整備は完了しました。 今後も、適正な保育園の施設管理等を行っていきます。
------------------------------	---

所管課 子ども施設課、子ども支援課、子育て推進課	決算参考書	148頁	H28予算の概要	36頁
--------------------------	-------	------	----------	-----

4 有識者意見

明石 要一（千葉敬愛短期大学）

1 子育て支援施設「あい・ぽーと」麴町

小規模施設であるが、うまくコンパクトまとめられている。民間事業者による運営がうまくいっているようだ。開設されて半年しかたっていないが、利用者が着実に増えている。各種の講座の参加者も増えている。そして、子育ての一時預かりの人数も他の施設に負けない利用率を保っている。近隣の住民・会社員などの利用もあるというカフェは、地域交流の拠点としても期待できる。

2 子ども発達センター「さくらキッズ」

軽度発達障害のある子どもを抱えた親たちの悩みは切実である。それに答えようとしているのが「さくらキッズ」である。千代田区の施策の目玉の一つである。そのさくらキッズの利用者は年ごとに増えている。今のスタッフでは対応できなくなる可能性が高い。今度の課題となるだろう。

3 特別支援学級（千代田小学校）

千代田区全体の子どもを対象にした特別支援学級の実践を見せてもらった。

学校生活サポートや発達支援アドバイザーなどの人員配置が手厚く行われている。これも、他の区や市町村では見られない。困難を抱えた人たちへの支援事業が多く見られている。一人一人の子どもの特性を大切にされた指導を行っていた。

千代田区は子育て支援を積極的に推進している、ことが確認できた。

課題は、子育ての拠点作りと地域で子育てをするムーブメントをどのように起こすか、である。もう一つは、発達障害のある子どもの増加に対応した施策づくり、である。

平成29年度の点検・評価事業について、検討した結果、いずれの事業も計画に即して着実に実施されており、達成度も高い水準にあると判断する。また、事務の管理執行も適正になされている。なかでも、個に応じた指導の充実（学校生活サポート、特別支援教室の環境整備）や地域子育て支援事業については、高く評価することができる。以下では、今後の事業展開に期待することを述べて、意見としたい。

(1)教育広報のあり方について

区は、教育広報紙として『かけはし』を年3回発行し、各園・各学校や児童館等の施設利用者の保護者などを対象に、教育と子育てに関する情報を発信している。読みやすい紙面づくりがなされ、行事・イベントの紹介も行われているが、こうした紙媒体だけでなく、ホームページでの情報発信の工夫も必要であろう。『かけはし』をホームページで閲覧するためには、トップページの「子育て・教育」から「千代田区教育委員会」、さらに「教育広報『かけはし』」と辿らなければならない、目に触れにくい状況にある。広報紙としての活用を考えるならば、「子育て・教育」から「教育広報『かけはし』」がすぐに閲覧できるような構成にした方がよい。

同様に、今回参観した、子育てひろば「あい・ぽーと」麹町や子ども発達センター「さくらキッズ」についても、ホームページが目的別になっているために「一時的にお子さんを預けたいとき」、「お子さんの発達が心配なとき」をクリックしなければそれらに辿り着けない。また、子育てひろば「あい・ぽーと」麹町は、①子育てひろば、②相談対応、③小規模保育室、④一時預かり保育、など多種の機能を有しているが、ホームページで施設の事業全体を把握することは難しい。「子育て・教育」にそれらの施設の項目を立て、簡単に情報が入手できるような工夫をすれば、区の取り組みを効率的に知らせることができ、利用者増にもつながるのではなかろうか。ホームページにおける広報のあり方に工夫を加えていただきたい。

(2)子ども発達センター「さくらキッズ」について

平成24年12月の開設の子ども発達センター「さくらキッズ」では利用登録児童数が年々増加している。特に土曜日の利用者が多く、指導回数の確保に課題がある。共働き家庭が多い今日の状況を考えれば、土曜日の利用が多いのは当然であり、①平日の在籍園への訪問指導を充実させる、②子ども発達センターを増設する、といった方法を取ることも必要であろう。早期に適切な指導が必要な子どもの支援をいかに充実させるか、支援体制の整備により一層の努力を傾注していただきたい。

武内 志穂（株式会社三菱総合研究所）

平成29年度「教育に関する事務の管理および執行の状況の点検及び評価」を行った。子ども部に関する主要施策28のうち評価対象は11あったが、いずれも目標に沿って執行されていると評価できる。

■増大する保育ニーズへの対応

少子高齢化への対応は、企業のみならず日本全体の喫緊の課題であり、女性活躍推進は重要な解決策の一つである。国も関連施策（女性活躍推進・次世代育成推進）を打ち出しているが、女性が子育てをしながら就業を継続していくためには足元の自治体の支援（保育施策）が不可欠である。

とりわけ都市部で顕著となっている待機児童問題については、千代田区は保育施設が質量ともに充実しており、子育て世代の流入が増えているなか待機児童ゼロを達成しているのは心強い。今回、見学した「子育てひろば「あい・ぽーと」麹町」（平成28年10月開設）も、小規模保育施設を併設しており、他の新規開設園による受入れ増も含め、区民の切実な保育ニーズに応えている。引き続き質の高い保育を維持しつつ待機児童ゼロを堅持していただきたい。また、千代田区は有数のオフィス街であり、在住者だけでなく在勤者の保育ニーズにも応えるような取り組みの拡充を期待する。

なお、「あい・ぽーと」麹町の地域子育て支援事業（子育てひろば、一時預かり保育）は、利用者は増えつつあるものの、フルに活用されている状況ではないようだ。シルバー世代と交流がもてるカフェや親子講座など特色ある取り組みもあり、地域全体でかかわる新たな子育て支援施設として周知を図り、利用者を増やしていただきたい。認知度向上に向けては、Webサイトの案内だけでなく、若い世代に親しみのあるSNSやTwitterなどによる情報発信を考えてはどうか。

■子ども発達センター「さくらキッズ」

子ども発達センター「さくらキッズ」では、子どもの発達に関して相談にのるとともに、個別の療育と集団指導を行っている。明るい雰囲気の中、スタッフ・療育内容とも充実した施設である。

年々、利用登録・延べ利用者数は増加しており、利用のきっかけは在籍園からの紹介が多いとのことであった。多くの園児を見ている園からの紹介は的確であろうし、保護者にとっても、在籍園を通じ発達センターの情報が得られることで安心して相談にいける。早期発見・早期支援によって通常学級進学への土台作りが可能になるため、この流れはよい取り組みであると感じた。

少子化の進む現代、ネット上には膨大な情報があふれている一方、リアルな関わりが少なく、子の成長や発達に関する「気がかり」も増えがちでもあり、発達センターの相談窓口はその受け皿になる。適切な周知方法により認知を高め、保護者が安心して子育てができる体制をぜひ維持していただきたい。

NPOへの委託により、専門性の高い療育を実現しているが、安定的・継続的な療育が確保されることを望みたい。

■教育現場の負荷軽減

最後に、直接的に点検・評価との関連はないが、教育現場の負荷軽減（教員の長時間労働軽減）について意見を述べたい。

平成28年度の教員の1週間あたりの平均勤務時間（※）は、中学校で63時間18分（10年前より5時間12分増）、小学校57時間25分（同4時間9分増）で、多忙化が進んでいる。

※文部科学省 教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）

千代田区で主要施策として行っている理科支援員の配置、ICTサポーター・ALTの派遣など専門性が高い科目の支援や、教育的な配慮が必要な子どもたちへの支援（巡回アドバイザーや学校生活サポーター）は子どもへの教育施策であるが、教員の負荷軽減にもつながっており、さらなる充実が望まれる。また、部活動については、専門的指導が必要なものは支援員がカバーしていると聞いており、これもぜひ拡充していただきたい。部活動は子どもにとって大事な活動だが、教員にとって過度な負担にならないような配慮が必要であろう。

千代田区においても、教員の勤務について実態把握と分析・検討がなされていると思料するが、教育の最先端を担う教員が心身ともに余裕をもって子どもたちと接することができる環境整備に取り組んでいただきたい。

千代田区では、子育て・教育が一体のものとして取り組まれており、各施策が連携よく（部署による縦割りがなく）シームレスに行われているところが高く評価できる。各署の情報共有を密にして、今後も都や国の先を行く取り組みを進めていただきたい。

1. 視察対象となった施設に関連する点検及び評価事項について

(1) 子育てひろば「あい・ぽーと」 麴町

第1回会議では、今年度の評価対象となっている「地域子育て支援事業運営補助」に関連して、子育てひろば「あい・ぽーと」麴町（千代田区三番町、以下「あい・ぽーと」と略す）で実施している各種事業を視察した。同施設は、NPO法人あい・ぽーとステーションが千代田区から補助を受けて運営しており、区立保育園建替に伴う一時移転先とされていた区の建築物を有効利用する形で、子育てひろば、子育て相談室、一時預かり保育等の支援を一体的に行いうる施設であった。昨年10月開設以降の半年間では、子育てひろばの利用人数が月平均約750名、一時預かり保育が月平均約130名であったものが、今年度に入ってから子育て広場が月平均約1,000名、一時預かり保育が月平均約170名へと増加していて、利用拡大が進んでいる。次年度に向けての自己評価において、利用者数の一層の増加と「あい・ぽーと」の周知の必要を指摘しているが、千代田区のウェブサイト内「子育て応援」ページの「目的別に探す」というメニューから、一時預かり保育については「あい・ぽーと」をすぐ見つけることができるが、子育てひろばや相談室については、いずれをメニュー選択しても探し出すことができなかった。新規の補助事業で事業実施主体がNPOであるということが関係しているのかもしれないが、区のウェブサイトへの掲載方法については、再検討の必要があるものと思われる。

他方、「千代田子育てサポート」事業では、昨年度から全国で通用する「子育て支援員研修制度」が支援されているが、次年度に向けた点検・評価においては「支援者の不足」が指摘されている。上記のとおり、「あい・ぽーと」の利用拡大を進めようとする一方で、支援者が不足した状態であることは、利用者・支援者双方にとって不利益を被りかねないことから、利用ニーズをもとに支援者の育成目標・確保目標を具体的に掲げ、そのための対応策を具体的に検討していくことが必要だと思われる。

(2) 千代田小学校特別支援学級、子ども発達センター「さくらキッズ」

第2回会議では、「個に応じた指導の充実」に関連して、千代田小学校特別支援学級および、同小学校に隣接する子ども発達センター「さくらキッズ」（千代田区神田司町、事務事業名も「子ども発達センター『さくらキッズ』」、以下「さくらキッズ」と略す）で実施している各種事業を視察した。両施設が隣接していることもあり、さくらキッズ出身者の大半が特別支援学級に通っている。また、通級していないまでも支援の必要な1年生がさくらキッズでの集団指導に継続して参加するなど、両者の連携がとれているように見える。ただし、校内通級は本年度末に廃止されて特別支援教室への移行が予定されている。移行の具体を諸資料から把握することはできていないが、通級児童の支援が一層充実することを期待したい。

さくらキッズについては、次年度に向けての自己評価において、利用登録児童数の

増加に伴う施設の狭隘化や利用者ニーズの多様化が進んでいることが課題として述べられている。集団指導のためのグループは週1回活動することが基本となっているようだが、視察においても、2週に1回活動するグループが編成されていたり、特定の曜日（土曜日）利用者数が増加していたり、といったことが説明された。本年度「千代田区障害者(児)福祉プラン（仮称）」の策定を通じてこれらの課題について検討するとの記述が点検・評価シートに見られるので、多様化するニーズに適切に対応できるような体制の充実が図られることを期待したい。

2. 点検・評価のあり方について

千代田区における「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」のあり方について、提供された諸資料や会議における説明内容から、点検・評価の充実・実質化に向けて、以下のような点について指摘をすることが必要ではないかと考えた。

「点検・評価シート」は、事務事業ごとに(1)千代田みらいプロジェクトの施策の目標、(2)事業内容、(3)事業費・コスト、(4)事業実績、(5)事業実績を踏まえた課題と平成三十年度予算への対応、が記述されることとなっている。しかし、事務事業項目によっては、(5)の記述が、事業実績（施策の効果）が目標に照らしてどうなのかという観点から記述されず、一般論としての事業の必要性が書かれているようにしか読めない項目が散見される。目標の達成状況は利用者となる区民の意識の変化といった定性的なデータで評価されることになっているようだが、各年度の予算への対応を点検・評価するためには、それに加えて、どのような指標（事業実績の記述内容：定量的なデータ）で評価するか、という点があらかじめ検討しておく必要がある。そこでは、予算を投入して事務事業を行なった結果、どのような変化が起きているのかを看取れる何らかのデータ（通常の業務で収集・整理されるものがのぞましい）を実績値として示すことが求められる。

他方、「点検・評価シート」の各事務事業の記述の最初に「千代田みらいプロジェクトの施策の目標」が掲げられている点についても疑問が残る。つまり、「施策の目標」はそれぞれの事業がそれに貢献をしているのか、という評価・判断の基準になるものである。にも関わらず、従前の「千代田みらいプロジェクト」の「施策の目標」のまま点検・評価が進められたことは、上記、点検・評価の中核にあるべき「事業実績に基づいた課題の抽出やそれへの対応方法」の記述のあいまいさにつながっているのではないかと考えられる。

これまで以上に、点検・評価を実質化し、第三者からみても客観的で妥当な評価がなされていると判断できるようにするために、次年度に向けて「目標」の位置付けや他の項目の記述方法などについて再確認する必要があるように思われる。

5 各事業についての課題及び今後の取組の方向性

(1) 教育広報紙発行

- 紙面サイズをA4判タブロイド判に刷新するとともに、取材と記事作成の一部を委託し、保護者や地域の皆さんに広く読んでもらえるよう、専門業者の編集技術を活用し、写真やイラストを多用した効果的なデザインやレイアウトによる紙面づくりを行っているところであるが、紙での配布が中心となっている。
- 有識者からは、ホームページでの閲覧環境についての指摘があった。区公式ホームページのトップページでピックアップされている「子育て応援ページ」(子育てに関する情報を集約したページ)に「教育広報『かけはし』」のバナーを表示し、「かけはし」を閲覧できるようにしていく。また、発行時にはツイッターやフェイスブックを使って周知し、保護者をはじめ区民の皆さんに広く読んでもらえるようにしていく。
- 今後は、内容面で児童・生徒へのインタビューなど取材に基づく記事や各施設等で行われる行事・イベントの「お知らせ」機能も充実させていくとともに、閲覧環境の面でもホームページのカテゴリー内の構成の見直し等も検討していく。

(2) 国際教育の推進

- グローバル人材の育成に向けて、各教科や特色ある教育活動や国語の授業、伝統文化に関する取組を充実させつつ、外国語活動などを通して日本語や日本文化との違いに気付くとともに、一層の国際教育を充実させていく必要がある。
- 平成32年度の学習指導要領改訂に伴う、外国語教育の充実として、小学校の英語活動の時間拡大や外国語科などの導入が挙げられる。これに対応するため、短時間(モジュール)学習の導入することとし、そのための教材・カリキュラムとして、限られた時間の中で学習ポイントをおさえた指導を支援する外国語教育短時間学習教材を活用し、効果的・効率的な指導をしていく。
- また、段階的に指導時数を増加するとともに、区としてカリキュラムや指導案、教材の整備等を行う。さらに、年間をとおして指導法等に関する研修を行うとともに、夏季休業中に全教員を対象に、指導法等の研修を行っていく。
- 平成32年度からの大学入試改革においては、英語4技能(聞く、話す、読む、書く)の習得が求められる。それに向けては、中学校・中等教育学校の生徒を対象に、引き続き英語検定の検定料を助成し、生徒自身の英語能力の客観的な把握や学習意欲の向上に繋げていく。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、千代田区の伝統や文化・自然などを英文とともに紹介した小冊子を活用し、千代田区に対する理解

を深めるとともに、多くの外国の方々に、千代田区を紹介できるようになることを目指す。また、東京都が進める国際教育施設「Tokyo Global Gateway」を活用し、各小学校で年1回の校外学習を試行的に実施し、国際理解教育の推進を図っていく。

- イギリス・ロンドンとの中学生の海外派遣・受入事業については、平成29年度はテロ事件の影響等で中止となったものの、再開に向け安全状況の把握などで現地との連携を図り、生徒の貴重な海外体験の機会を確保していく。

(3) 特色ある教育活動

- 各学校の実情を活かした特色ある教育活動を展開するため、学校・園が独自の企画を作成・提案し、教育委員が提案を審査・決定し実施しているものの、中にはマンネリ化している現状もある。
- 平成29年度からは、既存事業については3年ごとに成果を確認している。また、学校や地域の伝統行事については、大切に守り引き継いでいく必要があるため、「伝統行事の継承事業」として取り組んでおり、今後もより適切な事業展開を図ることで、魅力と特色ある学校づくりを支援する。
- 有識者から指摘のあった、部活動については、今後文部科学省が打ち出した部活動指導員の導入をすすめる。また、すでに導入している外部指導員についても必要な部活動に対して適切に配置できるよう努めていく。

(4) 個に応じた指導の充実

- 平成28年度から、全区立小学校、中学校、中等教育学校に特別支援教室を設置している。教員が学校を巡回することによって児童・生徒は校内において通級による指導を受けることが可能になり、より特別な教育的支援を行う環境が整った。
- 特別支援教室を利用する児童が大幅に増加していることから、特別支援教室の拠点校を増設し、より効率的・効果的に巡回指導が行える環境を整える。また、巡回指導教員の専門性の向上のために巡回指導教員の研修を今後行う予定である。
- 加えて、幼児教育の場における支援体制の整備が遅れているため、早期支援を充実していく観点からも専門性ある人材の配置により特別な教育的支援を実施していく。

(5) 学校行事

- 宿泊行事において最も重要なことは、安心・安全に実施するという事という原則に基づき、平成28年度は小学校修学旅行の行き先を見直したり、平成29年

度も小学校臨海学校の一部を直前で取りやめたりと、安全・安心を第一に柔軟な対応を取っている。また、中学校の宿泊行事も、施設の老朽化や学校の自主性を取り入れた行き先決定など、見直しを行っている。

- 近年の学級数に伴い、宿泊施設の収容可能人数と照らし、施設の変更も視野に入れて検討を進める。また、急な事態により、予定通り実施できないような場合については、その時期や状況などを勘案し、混乱が起きないように次善の対応が取れるよう、今後検討を進めていく。
- 行事を通して子どもたちは、協力することの大切さや達成感を味わい、大きく成長するという教育的効果があり、今後も各校園において、内容の充実等を図っていく一方、児童や教員の過度の負担にならないような行事の見直し・精選も適宜進めていく。

(6) 私立保育所等への補助

- 乳幼児人口の増加やライフスタイルの多様化などから、保育需要の増加や保育ニーズが多様化している。
- そこで区は、区独自または、国等の施策に上乗せした補助を整備し、人材確保支援のための取り組み支援を強化し、私立保育施設の量と質を確保することにより、就学前の子どもが等しく良好な子育て環境を享受できるよう支援を図る。
- ハード面の私立認可保育所整備を進め、また、ソフト面では、宿舎借上げ事業の上乗せ補助及び区独自の保育士の処遇改善の継続し、そして、新たに保育士の奨学金返済支援を実施し、保育士を確保することにより、待機児童ゼロの継続を目指していく。
- また、引き続き待機児童ゼロ（厚生労働省基準）を達成していくとともに、有識者からも指摘があったが、在勤者の保育ニーズにも応えるよう、事業所で働く方のお子さんを対象とした保育施設である、事業所内保育事業について、企業と連携し開所を推進していく。

(7) 子育てコーディネーター事業

- 高齢出産、核家族化などにより、子育てについて気軽に相談する相手がいない保護者が、子育てに一人で悩み、産後うつやネグレクトになるケースが増えている。
- また、人口の増加やライフスタイルの多様化などから、保育ニーズは高まり保育需要も増加しているため、保護者に寄り添いながら、様々な相談に応じていくことが必要である。
- 様々な相談に応じるために、児童館等へ巡回し相談に応じる体制を整え、安心して子育てができるようサポートしていく。

(8) 千代田子育てサポート

- 平成30年度は新規支援者を20人確保することを目標とする。
- これまでは、新規支援者の募集を区ホームページと広報で周知してきたが、これに加え、チラシを作成し関係機関への配布、区掲示板での掲示を行い、さらに児童館行事の際や町会などでも周知し、地域への働きかけも積極的に行っていく。
- また、研修開始後にも随時受講者を受け付け、単位履修を可能にするなど、支援者確保に向け柔軟な対応を検討していく。

(9) 地域子育て支援事業運営補助

- 有識者から、子育てひろば「あい・ぽーと」麴町の、子育て支援拠点としての可能性等について指摘をいただいた。児童館施設等と同様に子育て支援拠点の一つとして、地域での子育て支援の一翼を担うような事業を実施していくとともに、それらを保護者等へ広く周知していけるよう運営事業者と連携していく。
- そのために、まず区ホームページでの周知を中心に、講座や実施事業などのチラシを作成し、関係機関や館内または近隣の町会、大学をはじめとして学校への掲示や配布など周知を行っていく。さらに、ツイッターなどのSNSの利用も視野に入れ検討していく。
- 現在、子育てひろば「あい・ぽーと」麴町に関する情報は、区の公式ホームページの「児童センター・児童館一覧」の中にリンク先が入っているだけなので、ホームページの構成を含めて検討していく。

(10) 子ども発達センター「さくらキッズ」

- 平成24年12月に開設した子ども発達センター（さくらキッズ）は、年度ごとに利用登録児童数が増加し、平成28年度は292人の児童が登録している。
- さくらキッズでは、児童一人ひとりの発達状況にあわせて個別指導や小集団指導を行っており、利用する児童の増加は療育指導の回数・頻度に影響が出る恐れがある。
- 平成30年度は、利用件数の多い言語指導において指導時間の拡大を図ります。また、利用児童の在籍園（校）訪問を定期的に行うことで、児童一人ひとりの発達状況を的確に捉えた療育指導を行い、あわせて在籍園（校）への園訪問等を通じて療育・発達支援における連携強化を図る。
- 区は、平成30年度に向け「(仮称)千代田区障害福祉プラン」の策定を進めているところであり、その中では、重度・重症心身障害児や医療的ケア児童等への支援をはじめ、子ども発達センターの諸課題を含め、多様化する障害児を取

り巻く状況を踏まえ、支援体制の充実に取り組んでいくこととしている。

(11) 麴町保育園園舎整備

- 乳幼児人口の増加により保育需要が増大する中、定員を80名から20名増員して100名としたほか、保護者からのニーズが高い病後児保育室を整備し、利用者からも高い評価を得ている。
- 屋上の芝生化（61㎡）、太陽光利用、地中熱利用などを導入に環境に配慮している。また、中圧ガスの供給とコージェネレーションシステム（熱供給発電）を導入し、災害時にも強い施設となっている。

(12) その他

【教育現場の負荷軽減等】

- 有識者から指摘のあった、専門人材の配置の充実については、引き続き理科支援員、学校生活サポーターの配置、ICTサポーター、ALT、巡回アドバイザーの派遣を行い、教育環境の充実を図る。さらに、教員とも効果的に連携を図るように努め、円滑に業務が進むよう配慮していく。
- 働き方改革と関連して、タイムカードの活用を通して教職員の勤務実態を把握する。教育職員の多忙感解消を含む、働き方改革を進めるため、教育職員の在校時間を把握し、その課題等を抽出するために調査を実施する。調査実施により在校時間の見える化を進め、働き方改革への意識高揚へとつなげていく。

【教育事務の点検・評価の実施方法等】

- 有識者から、本教育事務の点検及び評価を「ちよだみらいプロジェクト」に基づいて進めることに疑問を呈されたところである。
- これについては、指摘を踏まえ、事務局としても見直しの必要性を感じており、平成29年3月に策定した「千代田区共育推進計画」（計画期間＝平成29年度～31年度）の評価を、平成30年度から行う予定であることから、29年度の施策及び事業を対象とした点検及び評価を実施するにあたっては、『共育推進計画』で示された目標の実現にどれだけ近づけたか」という観点から、施策及び事業を評価する手法に改める方向で検討する。
- また、目標の達成状況に関する指標について、これまで必ずしも、定量的な客観性のないものもあったが、共育推進計画においては、目標達成に向けた進捗状況を測るための定量的または定性的な指標が設定されているため、点検・評価の手法を改めることで、事務事業ごとの進捗を測るための指標による達成状況の把握に努めていく。

平成29年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に関する有識者会議 概要

1 点検及び評価に関する有識者 名簿

氏 名	役 職
明石 要一	千葉敬愛短期大学学長
湯川 嘉津美	上智大学総合人間科学部教授
武内 志穂	株式会社三菱総合研究所参事
日永 龍彦	山梨大学大学教育センター教授

2 有識者会議の開催状況

	開催年月日	開催場所
第1回	平成29年9月14日	子育てひろば あい・ぽーと麴町
第2回	平成29年11月13日	千代田小学校

3 会議での検討内容の概要

第1回

- (1) 子育てひろば あい・ぽーと麴町視察
 - ・地域子育て支援事業
 - ・小規模保育施設等の視察
- (2) 視察に関する質疑応答
- (3) 平成29年度実施方針の説明
- (4) 点検・評価対象事業 所管課長からの事業説明
- (5) 質疑応答
- (6) 今後のスケジュール

第2回

- (1) 特別支援学級（千代田小学校）、子ども発達センター「さくらキッズ」の視察
- (2) 視察に関する質疑応答
- (3) 点検・評価対象事業についての質疑応答
- (4) 今後のスケジュール

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成20年12月 4 日20千こ総第528号

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が行う事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価は、法の規定に基づき委員会がその権限に属する事務（法第26条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により委員会事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）として処理する事務事業及び委員会事務局子ども・教育部が所管する事務事業のうち、当該年度における委員会の主要な事業として別に定めるもの（以下「主要事業」という。）を対象とする。

(点検及び評価の内容)

第4条 点検及び評価は、前年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとする。

(有識者の設置)

- 第5条 委員会は、点検及び評価の実施にあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検及び評価に関する有識者」（以下「有識者」という。）を置く。
- 2 有識者は、教育に関し学識経験を有する者の中から3名を選任し、委員会が委嘱する。
 - 3 委員会は、特に必要があると認めた場合は、前項に定める有識者に加えて、有識者を選任し、委嘱することができる。この場合における有識者は、教育に関し学識経験を有する者以外の者を選任することができる。
 - 4 有識者の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による有識者の任期は前任者の残任期間とする。

- 5 委員会の求めに応じて会議等に参加した有識者に対し、その出席日数に応じて謝礼を支払う。

(点検及び評価の実施)

第6条 委員会は、毎年1回、主要事業の進捗状況等を取りまとめ、有識者の意見を聴取した上で、点検及び評価を行う。

- 2 委員会は点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成する。
- 3 前項の報告書は区議会に提出するとともに、ホームページ等により区民へ公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月9日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日22千子子総発第26号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日23千子子総発第158号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日26千子子総発第177号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 5 号

千代田区指定文化財の指定について

平成 30 年度千代田区指定文化財として下記 1 件を指定する。

記

1 千代田区指定有形文化財（考古資料）

玉川上水の石枡・木樋（麴町三丁目 2 番地先出土）

内訳 石枡 1 基（4 段） 木樋 1 点

平成30年度千代田区指定文化財

1 千代田区指定有形文化財（考古資料）

玉川上水の石枧・木樋（麴町三丁目2番地先出土）

- (1) 年代 石枧：江戸時代末～明治時代
- (2) 所在地 石枧1基（4段）：千代田区紀尾井町2番
木樋1点：千代田区日比谷公園1番4号 千代田区立日比谷図書文化館
- (3) 所有者 千代田区・千代田区教育委員会
- (4) 管理者 石枧1基（4段）：千代田区環境まちづくり部
木樋1点：千代田区教育委員会
- (5) 概要 本件は江戸～明治時代に使用された玉川上水の石枧と木樋である。昭和45年2月の国道20号線（麴町通り）共同溝拡幅工事の際に発見された。発見場所は麴町三丁目二番地先の麴町大通りであり、江戸時代には四谷見附から江戸城半蔵門に直結する道路である甲州街道の麴町五丁目にあたる。本件は出土地から考えて、四谷大木戸に通じ、そこから江戸城内に引きこまれていた江戸上水の重要幹線の一つであった玉川上水施設の一部である。

<玉川上水>

玉川上水は、神田上水と並ぶ江戸上水の重要幹線の一つで、飲料水のみならず、防火用水、庭園の泉水用水、江戸城の堀用水など、多目的な機能を有し、江戸の都市用水の供給を行った一大用水である。

玉川上水は、4代目将軍家綱の命により、関東郡代伊奈半十郎忠治を上水奉行とし、承応2年（1653）に着工し、翌3年（1654）に竣工したと伝えられている。この上水は多摩川の水を羽村で取水し、四谷大木戸に至る約43kmを開渠で導水し四谷大木戸から江戸市中へは石樋や木樋による暗渠配水となる。四谷門手前で4本に分岐して、そのうち3本は御本丸掛樋筋、吹上掛樋筋、麴町大通組合樋筋と呼ばれ、半蔵門で堀へ注水されたのち、江戸城本丸、吹上西の丸に送られている。

<石枧>

石枧は全長約3.65mにも及ぶ4段組みの繰り抜きの石枧で、安山岩で作られている。各石枧の接合部はいずれも上部は幅6.5cmの溝をもつ凹状で、下部は幅5.5cmの凸状の断面で、はめ込む形になっており、ズレ防止と考えられる。最下段とその上段は入水口と出水口に高低差ができる構造になっている。木樋挿入口の大きさは58cm×67cmである。下から4段目の石枧には持ち上げる際に縄をくくりつけるためと考えられる突起が、一部欠損しているが四方についている。本件石枧は埋枧であり、本来地中に5段あり、最上段には蓋石がのる構造だったと考えられる。

<木樋>

木樋は板を組み合わせて作る「箱樋」の構造をもっている。木樋は桧の芯材が使用され、蓋板、敷板は3枚矧ぎ、側板は2枚矧ぎで構成されている。木樋の組立はまずは側板を矧ぎ、次に蓋板・敷板を矧いだと考えられ、その際落とし釘穴から落貝折釘（一般的には舟釘といわれる）を18cm～21cmの間隔で打っている。その板と板との矧ぎ部及び落とし釘穴には漏水防止のために槓皮が施されている。蓋板には7.5cm幅の蟻栈木の溝がある。石柵の入水口や出水口に木樋が入る部分は出代と呼ばれ、出代には外側9cm、内側3cmに銅板が巻かれた痕跡があり、4～5cm間隔で銅鉋が打たれている。内部は水焼されて銅鉋が一部消失している。また出代は直線に加工されているのではなく、わざわざ斜めに加工されている。左右側面部においても、中央部に削りが見られる。これらは、石柵に対して斜めに挿入するために現地で加工した痕跡と考えられる。板の全面は、鋸により加工され、表面は鉋がかけられたことがわかる。

<まとめ>

『上水記』や『玉川上水留』によれば、出土地点は江戸期の麴町五丁目で、江戸城吹上掛と本丸掛が交差する地点にあたる。この交差する位置にある木樋は片方は斜めに、もう一方は直行して石柵に接合している。本件木樋の出代は斜めに加工されており、この形状から吹上掛と推定できる。

(6) 指定理由

本件石柵は地中下約4.7mに4段の石柵が積まれる大規模な構造で、他に類例が見られないものである。また木樋に関しても今までに千代田区で発見されている木樋と比べ、非常に規模が大きいことが分かっている。また木樋は通常松が使用されることが多いなか、本件は高級な檜を使っており、幕府がこの樋筋を重要だと考えていたことが伺える。また地中深くへの石柵の埋設は江戸城へ向けて水位・水量などの水流制御装置の役割を担っていたことが推定され、四谷門から半蔵門間内でのみで使用された技術と考えられる。

江戸時代の玉川上水施設で、これまでに石柵や木樋は発見されているが、遺存しているものは多くない。本件は移設されているものの、出土地が明らかで、石柵・木樋と2つの組み合わせ（セット）で残っているのは本件が唯一の実物資料といえる。四谷大木戸から半蔵門間の樋筋の修理記録が乏しいなか、その区間の玉川上水管路の規模や普請の実態などを示すとともに、当時の玉川上水施設の一端を明らかにする貴重な資料である。また玉川上水は江戸市中における都市用水供給施設として極めて重要な役割を担っており、本件は江戸時代の水利技術を理解するうえでも重要である。



麴町三丁目 2 番地先出土石柙



出代側



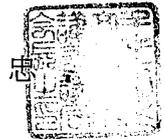
継手側

麴町三丁目 2 番地先出土木槨

29千文保審収第1号
平成30年1月31日

千代田区教育委員会
教育長 坂田 融 朗 殿

千代田区文化財保護審議会
会長 小林



千代田区指定文化財の指定について (答申)

平成29年4月21日付、29千地文振発第11号で諮問のあった件について、当審議会で審議した結果、下記の物件について、千代田区指定文化財として指定することが適切であるとの結論に達したので、答申いたします。

記

1 新たに文化財指定をするもの

千代田区指定有形文化財 (考古資料)

玉川上水の石枡・木樋 (麴町三丁目2番地先出土)
内訳 石枡1基 (4段) 木樋1点



千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則（案）

千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年3月26日教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>第1章 総則</p> <p>第1条（現行に同じ） （事務局の分課）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。</p> <p>子ども部</p> <p>子ども総務課</p> <p>子ども総務係</p> <p>事業係</p> <p>子ども支援課</p> <p>運営支援係</p> <p>入園審査係</p> <p>子育て推進課</p> <p>子育て推進係</p> <p>手当・医療係</p> <p>子ども施設課</p> <p>施設係</p> <p>施設計画担当係長</p> <p>学務課</p> <p>学務係</p> <p>学校運営係</p> <p>給食担当係長</p> <p>特別支援教育係</p> <p>指導課</p> <p>事務係</p> <p>教職員人事係</p> <p>（部、課及び係の長等）</p> <p>第3条 部に部長を、課に課長を、係に係長を置き、教育委員会（以下「委員会」という。）がこれを命ずる。</p> <p>2 事務局に別表第1のとおり担当部長を置き、委員会がこれを命ずる。</p> <p>3 事務局に参事及び副参事を置くことができる。参事及び副参事は、委員会がこれを命ずる。</p> <p>4 課に担当係長を、係に主査を置くことができる。担当係長及び主査は、委員会がこれを命ずる。</p> <p>5 指導課に統括指導主事を置くことができる。統括指導主事は委員会がこれを命ずる。</p> <p>6 指導課及び子ども支援課並びに学務課に指導主事を置き、委員会がこれを命ずる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条（略） （事務局の分課）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課並びに係及び課務担当主査を置く。</p> <p>子ども部</p> <p>子ども総務課</p> <p>子ども総務係</p> <p>事業係</p> <p>子ども支援課</p> <p>運営支援係</p> <p>入園審査係</p> <p>子育て推進課</p> <p>子育て推進係</p> <p>手当・医療係</p> <p>子ども施設課</p> <p>施設係</p> <p>施設計画主査</p> <p>学務課</p> <p>学務係</p> <p>学校運営係</p> <p>特別支援教育係</p> <p>給食係</p> <p>指導課</p> <p>事務係</p> <p>教職員人事係</p> <p>（部、課及び係の長等）</p> <p>第3条 部に部長を、課に課長を、係に係長を置き、教育委員会（以下「委員会」という。）がこれを命ずる。</p> <p>2 事務局に別表第1のとおり担当部長を置き、委員会がこれを命ずる。</p> <p>3 事務局に参事及び副参事を置くことができる。参事及び副参事は、委員会がこれを命ずる。</p> <p>4 課に課務担当主査を、係及び課務担当主査に主査を置くことができる。課務担当主査及び主査は、委員会がこれを命ずる。</p> <p>5 指導課に統括指導主事を置くことができる。統括指導主事は委員会がこれを命ずる。</p> <p>6 指導課及び子ども支援課に指導主事を置き、委員会がこれを命ずる。</p>

<p>(部長等の職責)</p> <p>第4条 部長は、教育長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当部長は、教育長の命を受け、担当の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 参事は、教育長の命を受け、担当の事務を処理する。</p> <p>(課長等の職責)</p> <p>第5条 課長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当課長及び副参事は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。</p> <p>(係長等の職責)</p> <p>第6条 係長及び担当係長及び主査は、上司の命を受け、係の事務又は担当の事務を処理する。</p> <p>2 主査は、前項に掲げるもののほか、係長が出張、休暇その他の理由により不在であるときは、主査が係長に代わって、その事務を処理することができる。</p> <p>3 統括指導主事は上司の命を受け、指導主事を統括し、担当の事務を処理する。</p> <p>(その他の職員の職責)</p> <p>第7条～第10条 (現行に同じ)</p> <p>別表第1 (現行に同じ)</p>	<p>(部長等の職責)</p> <p>第4条 部長は、教育長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当部長は、教育長の命を受け、担当の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 参事は、教育長の命を受け、担当の事務を処理する。</p> <p>(課長等の職責)</p> <p>第5条 課長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当課長及び副参事は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。</p> <p>(係長等の職責)</p> <p>第6条 係長及び課務担当主査は、上司の命を受け、係の事務又は担当の事務を処理する。</p> <p>2 主査は、上司の命を受け、係の事務又は課務担当主査の担当の事務のうち、特定の事務を処理する。</p> <p>3 統括指導主事は上司の命を受け、指導主事を統括し、担当の事務を処理する。</p> <p>(その他の職員の職責)</p> <p>第7条～第10条 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p>
---	---

<p>別表第2 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども総務課</td> <td> (1) 委員会の会議及び秘書事務に関する事。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関する事。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関する事。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関する事。 (5) 公印に関する事。 (6) 文書に関する事。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事。 (8) 総合教育会議の運営及び共育大綱の策定事務に関する事。 (9) 共育ビジョン及び共育推進計画に関する事。 (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点 </td> </tr> </tbody> </table>	課	分掌事務	子ども総務課	(1) 委員会の会議及び秘書事務に関する事。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関する事。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関する事。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関する事。 (5) 公印に関する事。 (6) 文書に関する事。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事。 (8) 総合教育会議の運営及び共育大綱の策定事務に関する事。 (9) 共育ビジョン及び共育推進計画 に関する事。 (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点	<p>別表第2 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども総務課</td> <td> (1) 委員会の会議及び秘書事務に関する事。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関する事。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関する事。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関する事。 (5) 公印に関する事。 (6) 文書に関する事。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事。 (8) 共育マスタープランの進行管理等に関する事。 (9) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点 </td> </tr> </tbody> </table>	課	分掌事務	子ども総務課	(1) 委員会の会議及び秘書事務に関する事。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関する事。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関する事。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関する事。 (5) 公印に関する事。 (6) 文書に関する事。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事。 (8) 共育マスタープランの進行管理等 に関する事。 (9) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
課	分掌事務								
子ども総務課	(1) 委員会の会議及び秘書事務に関する事。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関する事。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関する事。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関する事。 (5) 公印に関する事。 (6) 文書に関する事。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事。 (8) 総合教育会議の運営及び共育大綱の策定事務に関する事。 (9) 共育ビジョン及び共育推進計画 に関する事。 (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点								
課	分掌事務								
子ども総務課	(1) 委員会の会議及び秘書事務に関する事。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関する事。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関する事。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関する事。 (5) 公印に関する事。 (6) 文書に関する事。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事。 (8) 共育マスタープランの進行管理等 に関する事。 (9) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点								

	<p>検・評価に関すること。</p> <p>(11) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校に関すること。</p> <p>(12) <u>教育の広報</u>に関すること。</p> <p>(13) 学校及び児童福祉施設並びに子どもの安全・安心対策の総合調整に関すること。</p> <p>(14) P T A及びこども110番連絡会に関すること。</p> <p>(15) 青少年委員に関すること。</p> <p>(16) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(17) 青少年対策地区委員会に関すること。</p> <p>(18) その他青少年の健全育成に関すること。</p> <p>(19) 次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関すること。</p> <p>(20) <u>子どもの遊び場事業</u>に関すること。</p> <p>(21) 区長の補助機関たる職員に補助執行させた事務に関すること。</p> <p>(22) 他の課に属しないこと。</p>
子ども支援課	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく保育所に係る運営費の支払い及び自己負担金の徴収に関すること。</p> <p>(3) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関すること。</p> <p>(4) 保育園・こども園に関すること。</p> <p>(5) 保育園職員（保育士）の人事及び服務に関すること。</p> <p>(6) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関すること。</p> <p>(7) その他子ども支援に関すること。</p>

	<p>検・評価に関すること。</p> <p>(10) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校に関すること。</p> <p>(11) <u>教育の広報及び教育行政に関する相談</u>に関すること。</p> <p>(12) 学校及び児童福祉施設並びに子どもの安全・安心対策の総合調整に関すること。</p> <p>(13) P T A及びこども110番連絡会に関すること。</p> <p>(14) 青少年委員に関すること。</p> <p>(15) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(16) 青少年対策地区委員会に関すること。</p> <p>(17) その他青少年の健全育成に関すること。</p> <p>(18) 次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関すること。</p> <p>(19) 区長の補助機関たる職員に補助執行させた事務に関すること。</p> <p>(20) 他の課に属しないこと。</p>
子ども支援課	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく保育所に係る運営費の支払い及び自己負担金の徴収に関すること。</p> <p>(3) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関すること。</p> <p>(4) 保育園・こども園に関すること。</p> <p>(5) 保育園職員（保育士）の人事及び服務に関すること。</p> <p>(6) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関すること。</p> <p>(7) その他子ども支援に関すること。</p>

子育て推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次世代育成支援対策の総合的な推進に関する事(次世代育成支援行動計画の進行管理に関する事を含み、次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関する事を除く。) (2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例の推進に係る総合調整に関する事。 (3) 保育施設の開設等に関する事。 (4) 教育扶助等に関する事(幼稚園)。 (5) 次世代育成に係る手当(児童手当・子ども手当を含む。)、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。 (6) 幼児及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する事。 (7) 幼稚園園児等保護者補助事業及び外国人学校児童・生徒保護者補助事業に関する事。 (8) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関する事。 (9) 赤ちゃん・<u>ふらっと</u>の開設及び周知に関する事。 (10) <u>保育所等の指導・監査に関する事。</u>
子ども施設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設及び児童福祉施設の維持管理に関する事。 (2) 学校施設及び児童福祉施設の改築及び整備に関する事(中等教育学校の施設改修を含む。) (3) 旧今川中学校の暫定使用に関する事。 (4) 小学校等複合施設との連絡調整に関する事。 (5) 校外施設及び少年自然の家の管理運営に関する事。 (6) ちよだパークサイド

子育て推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次世代育成支援対策の総合的な推進に関する事(次世代育成支援行動計画の進行管理に関する事を含み、次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関する事を除く。) (2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例の推進に係る総合調整に関する事。 (3) 保育施設の開設等に関する事。 (4) 教育扶助等に関する事(幼稚園)。 (5) 次世代育成に係る手当(児童手当・子ども手当を含む。)、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。 (6) 幼児及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する事。 (7) 幼稚園園児等保護者補助事業及び外国人学校児童・生徒保護者補助事業に関する事。 (8) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関する事。 (9) 赤ちゃん・<u>フラット</u>の開設及び周知に関する事。
子ども施設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設及び児童福祉施設の維持管理に関する事。 (2) 学校施設及び児童福祉施設の改築及び整備に関する事(中等教育学校の施設改修を含む。) (3) 旧今川中学校の暫定使用に関する事。 (4) 小学校等複合施設との連絡調整に関する事。 (5) 校外施設及び少年自然の家の管理運営に関する事。 (6) ちよだパークサイド

	<p>プラザの運営管理に関すること。</p> <p>(7) その他学校施設及び児童福祉施設に関すること。</p>
学務課	<p>(1) 学校の就学事務及び学級編制に関すること(幼稚園を除く。)</p> <p>(2) 教育扶助等に関すること(幼稚園を除く。)</p> <p>(3) 奨学資金の案内に関すること。</p> <p>(4) 学納金調査及び学校の私費会計の点検に関すること。</p> <p>(5) 学校基本調査・教育人口統計調査・教育に関する調べに関すること。</p> <p>(6) 通学路に関すること。</p> <p>(7) 学校職員及び保育園職員(栄養士)の人事及び服務に関すること。</p> <p>(8) 学校職員(教員を除く。)の研修(他の所管に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(9) 学校運営予算の執行及び経理に関すること。</p> <p>(10) 児童、生徒及び幼児の健康管理その他学校保健に関すること。</p> <p>(11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること(九段中等を含む。)</p> <p>(12) 特別支援教育の全体調整に関すること。</p> <p>(13) 就学委員会に関すること。</p> <p>(14) 個別指導計画に関すること。</p> <p>(15) 学校・保育園・こども園・幼稚園給食に関すること。</p> <p>(16) その他学校運営に関すること。</p>
指導課	<p>(1) 学校の教育指導に伴う事務に関すること。</p> <p>(2) 学校の連合行事に関</p>

	<p>プラザの運営管理に関すること。</p> <p>(7) その他学校施設及び児童福祉施設に関すること。</p>
学務課	<p>(1) 学校の就学事務及び学級編制に関すること(幼稚園を除く。)</p> <p>(2) 教育扶助等に関すること(幼稚園を除く。)</p> <p>(3) 奨学資金の案内に関すること。</p> <p>(4) 学納金調査及び学校の私費会計の点検に関すること。</p> <p>(5) 学校基本調査・教育人口統計調査・教育に関する調べに関すること。</p> <p>(6) 通学路点検に関すること。</p> <p>(7) 学校職員及び保育園職員(保育士を除く。)の人事及び服務に関すること。</p> <p>(8) 委員会職員及び学校職員(教員を除く。)の研修(他の所管に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(9) 学校運営予算の執行及び経理に関すること。</p> <p>(10) 児童、生徒及び幼児の健康管理その他学校保健に関すること。</p> <p>(11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること(九段中等を含む。)</p> <p>(12) 特別支援教育の全体調整に関すること。</p> <p>(13) 就学委員会に関すること。</p> <p>(14) 個別指導計画に関すること。</p> <p>(15) 学校・保育園・こども園給食に関すること。</p> <p>(16) その他学校運営に関すること。</p>
指導課	<p>(1) 学校の教育指導に伴う事務に関すること。</p> <p>(2) 学校の連合行事に関</p>

<p>すること。</p> <p>(3) 校外学習に関する こと。</p> <p>(4) 教科書無償給与事務 に関すること。</p> <p>(5) 教員の人事及び服務 に関すること。</p> <p>(6) 教職員の給与及び福 利厚生に関すること。</p> <p>(7) 人事制度の調査研究 に関すること。</p> <p>(8) 教育研究所の庶務に 関すること。</p> <p>(9) 教育課程の管理の指 導及び助言に関する こと。</p> <p>(10) 学習指導及び生活指 導に関すること。</p> <p>(11) 教員の研修の指導、助 言及び実施に関する こと。</p> <p>(12) 教科書採択に関する こと。</p> <p>(13) 教科書以外の教材の 取扱いその他学校の 教育指導に関する こと。</p> <p>(14) 中等教育学校の人事 制度に関する こと。</p> <p>(15) 中等教育学校の教育 課程に関する こと。</p> <p>(16) 保育園の保育内容に 関すること。</p> <p>(17) 適応指導教室に関す ること。</p> <p>(18) 特命事項に関する こと。</p>	<p>すること。</p> <p>(3) 校外学習に関する こと。</p> <p>(4) 教科書無償給与事務 に関すること。</p> <p>(5) 教員の人事及び服務 に関すること。</p> <p>(6) 教職員の給与及び福 利厚生に関する こと。</p> <p>(7) 人事制度の調査研究 に関する こと。</p> <p>(8) 教育研究所の庶務に 関すること。</p> <p>(9) 教育課程の管理の指 導及び助言に関する こと。</p> <p>(10) 学習指導及び生活指 導に関する こと。</p> <p>(11) 教員の研修の指導、助 言及び実施に関する こと。</p> <p>(12) 教科書採択に関する こと。</p> <p>(13) 教科書以外の教材の 取扱いその他学校の 教育指導に関する こと。</p> <p>(14) 中等教育学校の人事 制度に関する こと。</p> <p>(15) 中等教育学校の教育 課程に関する こと。</p> <p>(16) 保育園の保育内容に 関すること。</p> <p>(17) 適応指導教室に関す ること。</p> <p>(18) 特命事項に関する こと。</p>
--	---

備 考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

行政系人事制度の改正について

第1 趣 旨

管理監督職を適正に確保し、高度化・複雑化する区政課題に対応する組織力の向上を図るため、職務・職責に相応しい給与処遇の実現及び人材活用のための弾力的な任用管理を促進し、職務・職責及び能力・業績を適切に反映したメリハリある人事・給与制度を一層推進するよう、行政系人事制度について、以下のとおり見直しを行う。

第2 改正内容

1 職務分類基準及び任用資格基準

現行の1級職、2級職及び3級職は廃止し、係長職の下に新1級職及び新2級職を設置する。そのことに併せて、現行の5級職及び4級職は、それぞれ新4級職及び新3級職とする。また、職務分類基準の再編に伴い、任用資格基準についても、以下のとおりとする。

現 行			改正案		
職務分類基準	任用資格基準		職務分類基準	任用資格基準	
5級職 (総括係長)	4級職7年※1		新4級職 (課長補佐)	新3級職7年※1	
4級職 (係長級)	3級職5年		新3級職 (係長級)	新2級職5年	
3級職 (主任主事)	2級職4年		新2級職 (主任)	I 類	新1級職5年
2級職	I 類	1級職1年		II 類	新1級職7年※2
	II 類	1級職3年※2		III 類	新1級職9年※2
	III 類	1級職5年※2	新1級職 (係員)		
1級職					

※1 管理職選考「I類」合格者の5級職及び新4級職への任用資格は、それぞれ4級職及び新3級職2年

※2 医療技術系の者で、学歴免許等資格区分表による短大3卒の者及び高校卒業後1年間の養成施設等の修了者については、1年短縮

2 職の名称及び位置付け等

(1) 新1級職

- ① 職の名称
「係員」とする。
- ② 職の位置付け
「定型的な業務を行う職」とする。

(2) 新2級職

- ① 職の名称
「主任」とする。
なお、呼称については、各特別区で定めることができるものとする。
- ② 職の位置付け
係長職への昇任を前提とした「係長職を補佐する職」とし、各特別区において定数管理を行う。

(3) 新3級職

- ① 主査の廃止
「係長級の職として係等に設置することができる。」こととしている、現行の主査を廃止する。
- ② 新たな職の設置
ア 新たに「係等において専門的な事務等処理する場合や係長職の代理を行う場合に設置することができる。」こととする、「主査」を設置する。
なお、呼称については、各特別区で定めることができるものとする。
イ 職責は、「上司の命を受け、係等の事務のうち、専門的な事務等処理する。」とする。

(4) 新4級職

- ① 職の名称
「課長補佐」とする。
なお、呼称については、各特別区で定めることができるものとする。
- ② 任用管理
ア 特別区共通で定めている職の指定基準を廃止し、各特別区で定める。
イ 新4級職の人事異動にあたっては、各特別区で定める指定基準に基づき、各特別区が課長補佐に指定したポスト間において実施する。

3 昇任制度

(1) 新2級職への昇任

① 昇任の方法

特別区人事委員会の定める基準に基づく昇任選考により実施する。

なお、この昇任選考は新2級職の職の位置付けを踏まえ、係長職昇任の予備的選考に設定し、各特別区において実施する。

② 選考種別及び選考方法

選考種別	A	B	C
位置付け	管理監督層への昇任を見据え、早期の人材発見及び人材育成を行う等、若年層を対象とした選考種別	一定の業務経験を有し、職員のライフイベントを考慮する等、中堅層を対象とした選考種別	豊富な業務経験及び高い専門性を有する等、ベテラン職員を対象とした選考種別
選考方法	人事評価、筆記を基本に各特別区で定める方法		

③ 受験資格

採用区分		選考種別		種別A		種別B		種別C	
		新1級職 在職期間	年齢	新1級職 在職期間	年齢	新1級職 在職期間	年齢		
本 則	I 類	5年以上	41歳未満	10年以上 20年未満	50歳未満	20年以上	53歳未満 ※		
		II類		短大3卒		6年以上		11年以上 21年未満	21年以上
	短大2卒	7年以上		12年以上 22年未満		22年以上			
	III類	高卒後 1年修了		8年以上		13年以上 23年未満		23年以上	
		その他		9年以上		14年以上 24年未満		24年以上	
特 例	I類	5年以上 10年未満	41歳以上 50歳未満	5年以上 20年未満	50歳以上 53歳未満 ※				
		II類		短大3卒		6年以上 11年未満	6年以上 21年未満		
	短大2卒	7年以上 12年未満		7年以上 22年未満					
	III類	高卒後 1年修了		8年以上 13年未満		8年以上 23年未満			
		その他		9年以上 14年未満		9年以上 24年未満			

※ 種別Cの年齢については、当分の間、58歳未満とする。

④ 前歴通算

現行制度との整合性を踏まえ、有用な前歴の通算を認める。

⑤ 在職期間の取扱い

新2級職昇任選考の適用にあたっては、平成30年3月31日以前の現行の1

級職及び2級職の在職期間を新1級職に在職していた期間とみなす。

(2) 新3級職への昇任

① 昇任の方法

現行の係長職昇任選考は廃止することとし、各特別区において、人事評価を基本とした能力実証により実施する。

② 能力実証方法

人事評価を基本に各特別区で定める方法

③ 昇任の対象者

【種別A】 新2級職5年以上かつ年齢58歳未満の者

【種別B】 新2級職7年以上かつ年齢50歳以上58歳未満の者

④ 在職期間の取扱い

新3級職への昇任にあたっては、平成30年3月31日以前の現行の3級職の在職期間を新2級職に在職していた期間とみなす。

(3) 新4級職への昇任

① 昇任の方法

現行の総括係長職昇任選考は廃止することとし、各特別区において、人事評価を基本とした能力実証により実施する。

② 能力実証方法

人事評価を基本に各特別区で定める方法

③ 昇任の対象者

新3級職7年以上かつ年齢58歳未満の者

④ 在職期間の取扱い

新4級職への昇任にあたっては、平成30年3月31日以前の現行の4級職の在職期間を新3級職に在職していた期間とみなす。

第3 その他

1 給与制度及び切替方法等の取扱い

給与制度及び切替方法等については、別途提示する。

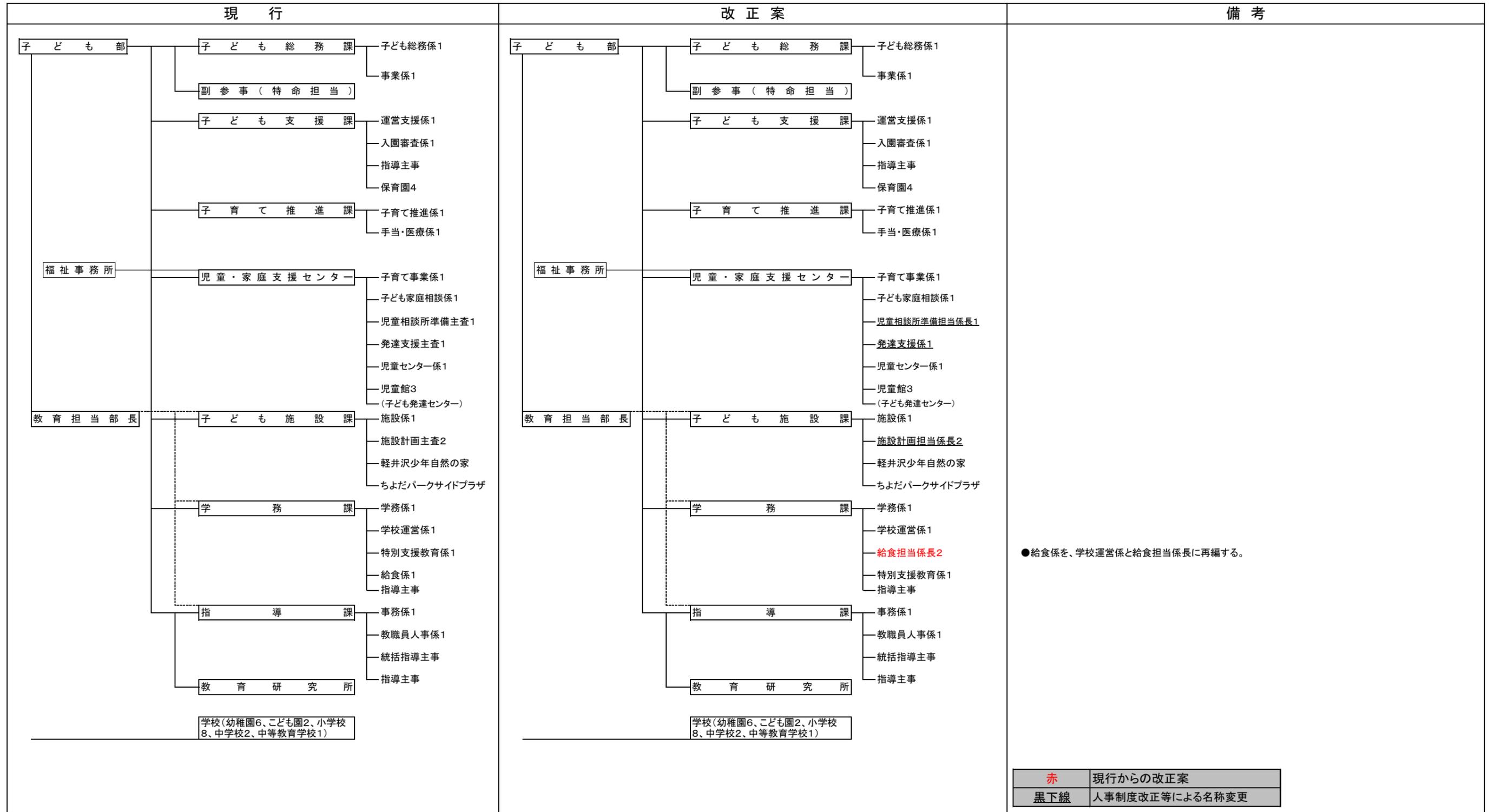
2 その他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを行う。

第4 実施時期

平成30年4月1日から実施

平成30年度各部局組織新旧対照表(2月28日現在)[子ども部]



部課長ポスト数	改正案	29年度	30年度	増減
部長	2	2	0	
課長	9	9	0	

※教育研究所はポスト数に算入しない
 ※九段中等教育学校経営企画室1含む

係ポスト数	改正案	29年度	30年度	増減
係	31	32	1	

※こども園3
 九段中等教育学校1を含む
 ※「子ども発達センター長」は充て職
 ※指導主事、軽井沢少年自然の家、ちよだパークサイドプラザ除く

千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年9月11日教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
第1条～第10条の2（現行と同じ） （ 課長補佐 等） 第10条の3 小中学校に 課長補佐 を置くことができる。 2 小中学校に 係長、担当係長又は主査 を置くことができる。 第10条の4 課長補佐、係長、担当係長及び主査 は、校長及び副校長の命を受け担任の事務を処理し、補佐する。	第1条～第10条の2（略） （ 総括係長 等） 第10条の3 小中学校に 総括係長 を置くことができる。 2 小中学校に 主査 を置くことができる。 第10条の4 総括係長 は、校長及び副校長の命を受け担任の事務を処理し、補佐する。 2 主査は、上司の命を受け担任の事務を処理する。 3 前2項に定める職員以外の職員は、上司の命を受けその事務に従事する。
第11条～第36条（現行と同じ）	第11条～第36条（略）
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

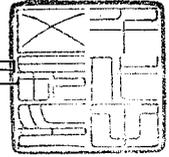
附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

29 千政総務発第 332 号
平成 29 年 12 月 22 日

千代田区教育委員会 殿

千代田区長 石川 雅



区長の権限の委任及び補助執行について（協議）

標記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

幼稚園教育職員及び九段中等教育学校後期課程の教職員の児童手当の認定及び支給に関する事務を教育委員会事務局職員による補助執行としたい（別添案参照）。



新旧対照表(抄)

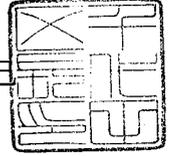
○区長の権限に属する事務の委任等に関する規則

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(補助執行)</p> <p>第4条 区長は、次の事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。</p> <p>(1)から(6)まで (現行に同じ)</p> <p><u>(7) 幼稚園教育職員の給与に関する条例 (平成12年千代田区条例第35号) 第2条及び千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する条例 (平成17年千代田区条例第35号) 第2条に規定する者に係る児童手当の認定及び支給に関すること。</u></p> <p><u>(8) 教育委員会に係る寄付の受領に関すること。</u></p> <p><u>(9) 教育委員会の事務 (第2条の規定により教育委員会に委任された事務を含む。) に関連する普通財産の保管に関すること。</u></p> <p><u>(10) 千代田区総合教育会議の運営に関すること。</u></p>	<p>(補助執行)</p> <p>第4条 区長は、次の事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) 教育委員会に係る寄付の受領に関すること。</u></p> <p><u>(8) 教育委員会の事務 (第2条の規定により教育委員会に委任された事務を含む。) に関連する普通財産の保管に関すること。</u></p> <p><u>(9) 千代田区総合教育会議の運営に関すること。</u></p>

29 千政総務発第 421 号
平成 30 年 3 月 8 日

千代田区教育委員会 殿

千代田区長 石川 雅 己



区長の権限の委任及び補助執行について（協議）

標記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 第 1 項に規定する大綱の策定に関する事務を教育委員会事務局職員による補助執行としたい（別添案参照）。



新旧対照表(抄)

○区長の権限に属する事務の委任等に関する規則

新(改正後)	旧(現行)
<p>(補助執行) 第4条 区長は、次の事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。 (1)から(8)まで (現行に同じ) <u>(9) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関する事務及び同法第1条の4第1項に規定する総合教育会議の運営に関すること。</u></p>	<p>(補助執行) 第4条 区長は、次の事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。 (1)から(8)まで (略) <u>(9) 千代田区総合教育会議の運営に関すること。</u></p>

新旧対照表(抄)

○区長の権限に属する事務の委任等に関する規則(案)

新(改正後)	旧(現行)
<p>(補助執行)</p> <p>第4条 区長は、次の事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 第2条各号に掲げる事務に関する条例その他区議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定並びに処分に関すること。</p> <p>(2) 千代田区予算事務規則、千代田区契約事務規則、千代田区会計事務規則及び千代田区物品管理規則に定める部長等の処理すべき事務に関すること。</p> <p>(3) 国庫支出金及び都支出金の申請、調査及び報告に関すること。</p> <p>(4) 会館施設予約システムによる区民会館、区民館及びちよだパークサイドプラザの利用並びに神田児童館及び富士見わんぱくひろばの目的外使用に係る申込みの受付(使用料等の収納を含む。次号において同じ。)に関すること。</p> <p>(5) 児童・家庭支援センター及び一番町児童館の目的外使用に係る申込みの受付に関すること。</p> <p>(6) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校に関すること。</p> <p><u>(7) 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年千代田区条例第35号)第2条及び千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する条例(平成17年千代田区条例第35号)第2条に規定する者に係る児童手当の認定及び支給に関すること。</u></p> <p><u>(8) 教育委員会に係る寄付の受領に関すること。</u></p> <p><u>(9) 教育委員会の事務(第2条の規定により教育委員会に委任された事務を含む。)に関連する普通財産の保管に関すること。</u></p> <p><u>(10) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関する事務及び同法第1条の4第1項に規定する総合教育会議の運営に関すること。</u></p>	<p>(補助執行)</p> <p>第4条 区長は、次の事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 第2条各号に掲げる事務に関する条例その他区議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定並びに処分に関すること。</p> <p>(2) 千代田区予算事務規則、千代田区契約事務規則、千代田区会計事務規則及び千代田区物品管理規則に定める部長等の処理すべき事務に関すること。</p> <p>(3) 国庫支出金及び都支出金の申請、調査及び報告に関すること。</p> <p>(4) 会館施設予約システムによる区民会館、区民館及びちよだパークサイドプラザの利用並びに神田児童館及び富士見わんぱくひろばの目的外使用に係る申込みの受付(使用料等の収納を含む。次号において同じ。)に関すること。</p> <p>(5) 児童・家庭支援センター及び一番町児童館の目的外使用に係る申込みの受付に関すること。</p> <p>(6) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校に関すること。</p> <p><u>(7) 教育委員会に係る寄付の受領に関すること。</u></p> <p><u>(8) 教育委員会の事務(第2条の規定により教育委員会に委任された事務を含む。)に関連する普通財産の保管に関すること。</u></p> <p><u>(9) 千代田区総合教育会議の運営に関すること。</u></p>

千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会の権限委任に関する規則（平成12年7月25日教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

○千代田区教育委員会の権限委任に関する規則（抄）

新（改正後）	旧（現行）
○千代田区教育委員会の権限委任に関する規則 平成12年7月25日教育委員会規則第23号 （教育長委任事項） 第2条 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）第2条の表1の項から15の項までの規定により委員会が処理することとされた事務は、千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。 2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事項は、教育長に委任する。 （1） 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務条例」という。）第6条の規定による区立学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員（以下「県費負担教職員」という。）及び千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年千代田区条例第33号）第2条に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。）の週休日の変更に関すること。 （2） 学校職員勤務条例第10条及び第11条の規定による区立学校職員の宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。 （3） 学校職員勤務条例第14条の規定による区立学校職員の休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。 <u>（4） 学校職員勤務条例第11条の4第1項の規定による区立学校職員の超勤代休時間の承認に関すること。</u> （5） 学校職員勤務条例第15条第3項及び第16条第1項の規定による区立学校職員の年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。 <u>（6） 学校職員勤務条例第17条第1項及び第18条第1項及び第18条の2第1項の規定による区立学校職員の特別休暇及び介護休暇及び介護時間</u> の承認に関すること。 （7） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。） <u>第19条</u> 第1項の規定による区立学校職員の部分休業の承認に関すること。 <u>（8） 区立学校職員の出張命令、旅行許可、赴</u>	○千代田区教育委員会の権限委任に関する規則 平成12年7月25日教育委員会規則第23号 （教育長委任事項） 第2条 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）第2条の表1の項から15の項までの規定により委員会が処理することとされた事務は、千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。 2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事項は、教育長に委任する。 （1） 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務条例」という。）第6条の規定による区立学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員（以下「県費負担教職員」という。）及び千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年千代田区条例第33号）第2条に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。）の週休日の変更に関すること。 （2） 学校職員勤務条例第10条及び第11条の規定による区立学校職員の宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。 （3） 学校職員勤務条例第14条の規定による区立学校職員の休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。 （4） 学校職員勤務条例第15条第3項及び第16条第1項の規定による区立学校職員の年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。 （5） 学校職員勤務条例第17条第1項及び第18条第1項の規定による区立学校職員の特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。 （6） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。） <u>第9条</u> 第1項の規定による区立学校職員の部分休業の承認に関すること。 （7） 区立学校職員の出張命令、旅行許可、赴

任延期及び欠勤届その他の届の処理に関する
こと。

- (9) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)第23条第2項の適用を受ける区立学校において指導教員を命ずること。
- (10) 教特法第17条の適用を受ける区立学校職員の教育に係る兼職若しくは事業等の従事の承認に関する事。
- (11) 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則(昭和49年東京都教育委員会規則第24号。以下「講師規則」という。)第11条に規定する研修命令に関する事。
- (12) 講師規則第15条に規定する勤務時間の割振りに関する事。
- (13) 講師規則第17条第3項に規定する勤務時間の振替えに関する事。
- (14) 講師規則第18条に規定する年次有給休暇の付与に関する事。
- (15) 講師規則第18条の2に規定する病気休暇の付与に関する事。
- (16) 講師規則第18条の3に規定する公民権行使等休暇の付与に関する事。
- (17) 講師規則第19条に規定する妊娠出産休暇の付与に関する事。
- (18) 講師規則第20条に規定する慶弔休暇の付与に関する事。
- (19) 講師規則第24条に規定する報酬の減額免除に関する事。
- (20) 区立学校長(園長を含む。)の事務引継に関する事。
- (21) 区立学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関する事。

3 千代田区立幼稚園に勤務する幼稚園教育職員(以下「幼稚園職員」という。)の勤務時間、休日、休暇等に関する事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年千代田区条例第34号。以下「幼稚園職員勤務条例」という。)第4条第2項、第5条第2項及び第6条の規定による正規の勤務時間の割振り、週休日の指定及び週休日の変更に関する事。
- (2) 幼稚園職員勤務条例第7条の規定による休憩時間に関する事。
- (3) 幼稚園職員勤務条例第9条及び第10条の規定による宿日直勤務及び超過勤務の命令に関する事。
- (4) 幼稚園職員勤務条例第11条第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う幼稚園

任延期及び欠勤届その他の届の処理に関する
こと。

- (8) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)第23条第3項の適用を受ける区立学校において指導教員を命ずること。
- (9) 教特法第17条の適用を受ける区立学校職員の教育に係る兼職若しくは事業等の従事の承認に関する事。
- (10) 都立学校等に勤務する講師に関する規則(昭和49年東京都教育委員会規則第24号。以下「講師規則」という。)第11条に規定する研修命令に関する事。
- (11) 講師規則第15条に規定する勤務時間の割振りに関する事。
- (12) 講師規則第17条第3項に規定する勤務時間の振替えに関する事。
- (13) 講師規則第18条に規定する年次有給休暇の付与に関する事。
- (14) 講師規則第18条の2に規定する病気休暇の付与に関する事。
- (15) 講師規則第18条の3に規定する公民権行使等休暇の付与に関する事。
- (16) 講師規則第19条に規定する妊娠出産休暇の付与に関する事。
- (17) 講師規則第20条に規定する慶弔休暇の付与に関する事。
- (18) 講師規則第24条に規定する報酬の減額免除に関する事。
- (19) 区立学校長(園長を含む。)の事務引継に関する事。
- (20) 区立学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関する事。

3 千代田区立幼稚園に勤務する幼稚園教育職員(以下「幼稚園職員」という。)の勤務時間、休日、休暇等に関する事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年千代田区条例第34号。以下「幼稚園職員勤務条例」という。)第4条第2項、第5条第2項及び第6条の規定による正規の勤務時間の割振り、週休日の指定及び週休日の変更に関する事。
- (2) 幼稚園職員勤務条例第7条及び第8条第1項の規定による休憩時間及び休息時間に関する事。
- (3) 幼稚園職員勤務条例第9条及び第10条の規定による宿日直勤務及び超過勤務の命令に関する事。
- (4) 幼稚園職員勤務条例第11条第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う幼稚園

職員の深夜勤務の制限に関すること。

- (5) 幼稚園職員勤務条例第11条の2第1項及び第2項の規定による3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う幼稚園職員の超過勤務の制限に関すること。
- (6) 幼稚園職員勤務条例第11条の3第1項及び第2項の規定による3歳に満たない子の育児又は介護を行う幼稚園職員の超過勤務の制限に関すること。
- (7) 幼稚園職員勤務条例第11条の4第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う幼稚園職員の早出遅出勤務に関すること。
- (8) 幼稚園職員勤務条例第13条の規定による休日の振替に関すること。
- (9) 幼稚園職員勤務条例第14条の規定による休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。
- (10) 幼稚園職員勤務条例第15条第3項及び第16条第1項の規定による年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。
- (11) 幼稚園職員勤務条例第17条第1項、第18条第1項及び第18条の2第1項の規定による特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認に関すること。
- (12) 育児休業法第2条第1項、第10条第1項及び第19条第1項の規定による育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関すること。
- (13) 出張命令、旅行許可、赴任延期及び欠勤届その他の届の処理に関すること。
- (14) 教特法第17条の適用を受ける幼稚園職員の教育に係る兼職若しくは事業等の従事の承認に関すること。
- (15) 給料、旅費、その他の給与の支給事務に関すること。
- (16) 扶養手当の認定及び給与の減額免除に関すること。

削除

- (17) 地教行法第21条第8号の規定による研修に関すること。

4 千代田区立幼稚園（こども園を除く。）、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する千代田区長任命に係る職員（県費負担教職員を除く。以下「学校職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。

- (1) 千代田区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年千代田区条例第3号。以下「区職員勤務条例」という。）第5条の規定による週休日の振替等に関すること。
- (2) 千代田区職員の勤務時間、休憩時間等に

職員の深夜勤務の制限に関すること。

- (5) 幼稚園職員勤務条例第13条の規定による休日の振替に関すること。
- (6) 幼稚園職員勤務条例第14条の規定による休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。
- (7) 幼稚園職員勤務条例第15条第3項及び第16条第1項の規定による年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。
- (8) 幼稚園職員勤務条例第17条第1項及び第18条第1項の規定による特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。
- (9) 育児休業法第2条第1項及び第9条第1項の規定による育児休業及び部分休業の承認に関すること。
- (10) 出張命令、旅行許可、赴任延期及び欠勤届その他の届の処理に関すること。
- (11) 教特法第17条の適用を受ける幼稚園職員の教育に係る兼職若しくは事業等の従事の承認に関すること。
- (12) 給料、旅費、その他の給与の支給事務に関すること。
- (13) 扶養手当の認定及び給与の減額免除に関すること。
- (14) 児童手当の認定及び支給に関すること。
- (15) 地教行法第23条第8号の規定による研修に関すること。

4 千代田区立幼稚園（こども園を除く。）、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する千代田区長任命に係る職員（県費負担教職員を除く。以下「学校職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。

- (1) 千代田区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年千代田区条例第3号。以下「区職員勤務条例」という。）第5条の規定による週休日の振替等に関すること。
- (2) 千代田区職員の勤務時間、休憩時間等に

<p>関する規程（平成10年千代田区訓令第4号）第6条第2項及び千代田区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成10年千代田区訓令第5号）第8条第2項の規定による勤務時間、休憩時間等の臨時変更に関すること。</p> <p>(3) 区職員勤務条例第8条及び第9条の規定による宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。</p> <p>(4) 区職員勤務条例第9条の2第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務の制限に関すること。</p> <p><u>(5) 区職員勤務条例第9条の3第1項及び第2項の規定による3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う学校職員の超過勤務の制限に関すること。</u></p> <p><u>(6) 区職員勤務条例第9条の4第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う学校職員の超過勤務の制限に関すること。</u></p> <p><u>(7) 区職員勤務条例第9条の5第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務に関すること。</u></p> <p>(8) 区職員勤務条例第11条の規定による休日の振替に関すること。</p> <p>(9) 区職員勤務条例第12条の規定による休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。</p> <p>(10) 区職員勤務条例第13条第3項及び第14条第1項の規定による年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。</p> <p>(11) 区職員勤務条例第15条第1項、第16条第1項及び第16条の2の規定による特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認に関すること。</p> <p>(12) 育児休業法第2条第1項、第10条第1項及び第19条第1項の規定による育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関すること。</p> <p>(13) 研修、出張、旅行に関すること。</p> <p>(14) 欠勤届、遅参届、早退届その他の届出に関すること。</p> <p>(15) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年千代田区条例第23号）第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認に関すること。</p> <p>5 区長の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成19年千代田区規則第46号）の規定により委員会が処理することとされた事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。</p> <p>(1) 子育て推進に関すること。</p> <p>(2) 青少年問題協議会の運営に関すること。</p> <p>(3) 区立保育園、区立児童館及び区立児童・家庭支援センターの施設の維持管理に関する事務</p>	<p>関する規程（平成10年千代田区訓令第4号）第6条第2項及び千代田区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成10年千代田区訓令第5号）第8条第2項の規定による勤務時間、休憩時間等の臨時変更に関すること。</p> <p>(3) 区職員勤務条例第8条及び第9条の規定による宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。</p> <p>(4) 区職員勤務条例第9条の2第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務の制限に関すること。</p> <p>(5) 区職員勤務条例第11条の規定による休日の振替に関すること。</p> <p>(6) 区職員勤務条例第12条の規定による休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。</p> <p>(7) 区職員勤務条例第13条第3項及び第14条第1項の規定による年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。</p> <p>(8) 区職員勤務条例第15条第1項及び第16条第1項の規定による特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。</p> <p>(9) 育児休業法第2条第1項及び第9条第1項の規定による育児休業及び部分休業の承認に関すること。</p> <p>(10) 研修、出張、旅行に関すること。</p> <p>(11) 欠勤届、遅参届、早退届その他の届出に関すること。</p> <p>(12) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年千代田区条例第23号）第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認に関すること。</p> <p>5 区長の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成19年千代田区規則第46号）の規定により委員会が処理することとされた事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。</p> <p>(1) 子育て推進に関すること。</p> <p>(2) 青少年問題協議会の運営に関すること。</p> <p>(3) 区立保育園、区立児童館及び区立児童・家庭支援センターの施設の維持管理に関する事務</p>
---	---

<p>6 千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第5号）に関する事務は、教育長に委任する。</p> <p>（報告）</p> <p>第3条 教育長は、前2条の規定により委任された事務のうち特に重要な事項について、委員会の求めに応じ、その管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 教育長は、この規則の施行について必要な事項を定めることができる。</p>	<p>6 千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第5号）に関する事務は、教育長に委任する。</p> <p>（報告）</p> <p>第3条 教育長は、前2条の規定により委任された事務のうち特に重要な事項について、委員会の求めに応じ、その管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 教育長は、この規則の施行について必要な事項を定めることができる。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。